

日本国憲法成立過程における 極東委員会の役割と限界 (6)

西 修

- | | | | |
|----|---|----|---|
| 1 | はじめに | 12 | 第 90 帝国議会の開会とマッカーサー元帥の声明 |
| 2 | 前身としての極東諮問委員会 | 13 | 天皇制をめぐる攻防 |
| 3 | 極東委員会および連合対日理事会付託条項の成立
(以上、『法学論集』第 60 号) | 14 | 『新しい日本国憲法のための基本原則』
(以上、『駒澤法学』第 2 巻第 3 号) |
| 4 | 極東委員会の始動 | 15 | 『憲法正文に関する連合最高司令官との協議』とその顛末 |
| 5 | 『憲法改正草案要綱』の承認とその波紋 | 16 | 『憲法草案に関する研究』と各国代表の最終態度表明
(以上、『駒澤法学』第 2 巻第 4 号) |
| 6 | 『憲法草案』の決定 | 17 | 文民条項の導入要請とその実現 |
| 7 | 総選挙の期日延期をめぐる
(以上、『駒澤法学』第 2 巻第 1 号) | 18 | 『新しい日本国憲法の再審査のための規定』 |
| 8 | 対日理事会第 1 回会議におけるマッカーサー元帥の演説 | 19 | 『新しい日本国憲法の再審査に関する極東委員会の政策決定の発表』 |
| 9 | マッカーサー連合最高司令官に対する幕僚の派遣要請 | 20 | 憲法の再審査の終了 |
| 10 | 『新しい日本国憲法採択のための規準』 | 21 | おわりに (以上本号) |
| 11 | 極東委員会と連合最高司令官との見解の相違
(以上、『駒澤法学』第 2 巻第 2 号) | | |

17 文民条項の導入要請とその実現

極東委員会による最後の修正提案というべき成人による普通選挙権条項と文民条項は、ソ連の提案が契機となった。前述のごとく、ソ連は、9月19日、日本国憲法に入れるべき5項目を提案した⁽¹⁾。この提案は、第3委員会で2日間にわたり審議され、翌20日、『憲法草案に関するソビエトの提案 (FEC-087/5) に対する憲法および法律改革委員会の声明』が作成された⁽²⁾。以下がその全訳である。

1. 主権

第3委員会は、憲法草案がいまや1条と前文に主権は国民に存すると適切に規定されていると考える。当委員会は、憲法草案の日本語正文がこの原理をより明瞭にするために修正されたことに着目する。

2. 内閣閣僚

内閣閣僚の任命に関するソ連の提案について、第3委員会の見解は、以下のものである。憲法草案の現行規定は、執行府が立法府に責任を負うという政治システムの慣行に総じて合致しており、また68条および69条⁽³⁾は国会にとって容認することができない閣僚の任命を妨げ、または罷免を確保するための十分な権限を与えている。

当委員会は、「すべての大臣はシベリアンでなければならない」とするソ連の提案について、注意深い考慮を払った。この条項は、極東委員会が政策声明 (FEC-031/19) の3b項でとくに設定されていた原則である。憲法の初期の草案には、軍隊の保持の全面的禁止が含まれていたことにかんがみ、当委員会は、草案のなかに入れるよう、以前には勧告していなかった。しかしながら、当委員会は、草案9条2項が衆議院で修正され、日本語の案文は、いまや1項で定められた以外の目的であれば、軍隊の保持が認められると日本国民によって解釈されうるようになった

ことに気づいた。もしそのようになれば、帝国憲法がそうであるように、内閣に軍人を含めることが可能になろう。それゆえ、当委員会は、極東委員会が衆衆国に対して、この疑念を最高司令官に伝えるように求めるべきこと、および日本国民は、内閣総理大臣を含むすべての国务大臣はシベリアンでなければならないことを主張すべきことを勧告する。

3. 最高裁判所裁判官

当委員会は、最高裁判所裁判官の選任と任期に関する憲法草案の現行規定が管理文書に明白に矛盾していると考えておらず、それゆえ、当該条項を修正する根拠を見出さない。

4. 摂政

第3委員会は、憲法草案にまだ含まれていない摂政に関する事項は皇室典範が提出されたときに、適切に審議されることで合意する。

5. 一院制の立法院

当委員会は、参議院が衆議院にいかなる優越性ももつべきでないことに合意し、またそのような優越性が確立されるべきでないことを確保するために、施行立法をきわめて注意深く精査することが必須であると考ええる。

この声明の採決に際して、もともとの提案者たるソ連は態度を留保した。なぜならば、ソ連の提案内容がかなり薄められたからである。たとえば、主権に関して、ソ連は、天皇の地位との関連で入れるべきではなく、独立の条項をもうけるべきであると主張していたにもかかわらず、「適切に規定されていると考える」とされたし、最高裁判所裁判官の任期を5年とし、国会によって選任されるべしとのソ連の具体的提案が、委員会で受け
二
六
六

ところで、上記の声明は、ただ1点を除き、問題点が解消されたことを示している。その1点とは、「すべての大臣はシベリアンでなければならない」(以下で、文民条項という)という条項を憲法改正案のなかに入れるべき

だということである。

もともと文民条項の導入要請は、7月2日の『新しい日本国憲法のための基本原則』(FEC-031/19)に書きこまれていた。8月19日、総司令部を通じてなされたこの要請に対して、日本国政府は、憲法9条により、戦争の全面的放棄が規定されていることを理由に、その導入の不必要性を指摘したところ、マッカーサー元帥の責任において、原提案から削除されることになっていたのである⁽⁴⁾。

なぜ、ここで蒸し返されたのか。その答えは、9月19日の第3委員会に中国から提案された次の決議案のなかにある⁽⁵⁾。

憲法草案9条が日本国による陸海空軍その他の戦力の保持を可能とするように修正されたという事実にかんがみ、また日本国が軍隊の保持を許されるべきか否かは、第7委員会(日本国の軍備撤廃)の管轄内であることを考慮し、第3委員会は、第7委員会の注意がこの問題に向けられることを決議する。

この決議案の意味するところは、何か。容易に推測されるところであるが、芦田修正を前提としている。芦田修正により、前項の目的(すなわち国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇または武力の行使)以外であれば、陸海空軍その他の戦力の保持が可能であり、したがって軍人も輩出することが可能であるとの解釈の余地が生まれた。このような解釈の余地が出てきたことについて、どう考えるべきかということが問題とされたのである。

二六五 中国の決議案は、第3委員会で承認され、第7委員会に送付されたが、同委員会では、この問題につき注意を払うことで合意したにすぎなかった⁽⁶⁾。

しかしながら、極東委員会第27回会議(9月21日)では、非常に大きな議論に発展した。論議は、中国代表のタン博士から提起された。

まず博士は、当日の第3議題「憲法草案」との関連で、次のように論述した⁽⁷⁾。

「中国代表は、9条が、衆議院によって、同条1項に定められている目的以外のためであれば、陸、海、空軍の保持が認められるように事実上、修正されてしまったことに注目している。いまやわれわれは、当該条項によって、日本国が国際紛争を解決する手段として、戦争をおこなったり、軍隊をもちいて脅威に訴える特権を放棄したことを知っている。しかし、修正された現行の9条によって、日本国が同条1項に列記されている以外の目的のために軍隊を保持する機会をもつかもしいないのである。もちろん、われわれは、いかなる政府も警察力をもつことが必要であることを知っている。けれども、一般的に言って、われわれは、警察力を軍隊とは呼ばない。すなわち、もし日本国が9条1項で列記された以外の目的で軍隊の保有を許されるとしたら、日本国が、たとえば自衛のためというような口実で、軍隊を使用する可能性があるという危険が生ずることを意味するのである。……ともあれ、わが代表は、修正の意図を疑義に付したい。その目的は何か。衆議院がなぜ修正をなしたのか。」

このタン博士の疑念は、第4議題「憲法草案に関するソビエトの提案 (FEC-087/5) に対する第3委員会の声明」において、さらに詳細に論じられた。

「私は、すべての内閣閣僚がシビリアンであるべきかどうかの問題は憲法9条と密接に関係していると思う。第1に、私は、9条が修正された目的について、疑問を提起する。いまこの10年間あるいは20年間の国際状況を振り返ってみると、軍事行動は、必ずしも戦争を構成するとは限らないかもしれないように感じられる。ここでの“戦争”という用語は、法律上の定義をもっているものである。法的意味の戦争と、実質的意味の戦争とは別物である。これまで、多くの軍事行動、武力行動は—まさに“行動”という用語で、戦争にはいたらない行動として、合法とされてきた。もしわれわれが修正された条項のみを解釈しようとすれば、常識は、われわれ

に次のことを告げるであろう。すなわち、当該条項の厳密な意味に従えば、日本国は、そこにかかげられている以外のすべての目的、つまり戦争目的や国際紛争解決のための威嚇として軍事力の行使を放棄すること以外の目的であれば、軍隊の保持は認められることになる。」

そして、タン博士は、議長に対し、最高司令官に9条修正の意味につき、情報を提供するように求めることを提案した。このような解釈と提案に関し、マッコイ議長は、「新奇で、かつ興味ある指摘であり、自分が知る限り、以前に考慮されてこなかった。」と応じている。

上記のタン博士の述言中、とくに関心がひかれる点は、9条の修正によって、国際紛争を解決する手段として以外の目的であれば、軍隊の保持を可能であると解釈することが「常識」であると述べていることである。残念ながら、わが国の憲法学者の多数は、そのような「常識」を持ち合わせていないかのようである。なぜならば、多数説といわれるものは、芦田修正の意味をまったく無視し、9条をいかなる目的であっても、軍隊の保持が不可能であると解しているからである。

ここで、第4議題について、各国代表の見解(要旨)に耳を傾けてみよう⁽⁸⁾。

ボートン(アメリカ代表)「アメリカは、この問題を再検討したが、見解を留保する。その理由は、以下のとおりである。もともと、すべての内閣閣僚がシビリアンでなければならないという文言は、7月2日の『新しい日本国憲法のための基本原則』のなかに満場一致で入れられたものである。この規定の導入は、あきらかに軍事コントロールの可能性を抑制しようとする試みであり、実際の運用上および旧憲法上のことを勘案すれば、絶対に不可欠であった。しかし、たとえ中国政府のいうように、9条の修正により、限定的な軍事力を保有できるように解釈されうようになったとしても、憲法草案は、内閣の責任をきわめて明らかに定めており、また個々の大臣の内閣総理大臣および国会への責任を非常に明確にしている。それゆえ、わが政府は、すべての内閣閣僚がシビリアンでなければならないと

いう規定を挿入するための適切な理由を見出すことができない。ただし、9条修正の動機は不明なので、軍隊の保有を可能にすると解釈できるのかどうか、修正の理由は何か、連合国最高司令官に問い合わせることは、当を得ていると私は、信じる。」

サンソム(イギリス代表)「非常にさまざまな方法で解釈されうる文書の典型的な事例である。あいまいさが残る非常に悪い起草であり、翻訳もよくない。われわれは、なぜこのようなあいまいな規定になったのか、最高司令官に尋ねる権利をもっている。」

パターソン(カナダ代表)「戦争放棄条項が憲法に入れられたことにより、すべての閣僚がシビリアンでなければならないという規定は、ある意味で矛盾であるように思われた。この憲法草案が通過したのちに、公的に承認された陸軍大将、海軍大将その他の将官が存在することは、まったく考えられうることであり、すべての閣僚がシビリアンでなければならないという規定があれば、将軍が閣僚に任命される可能性の問題は起こりえない。また将来のある時点で、適正な措置を通じて、憲法9条が削除されたとしても、日本国民がシビリアン条項を削除すべきか残すべきかという決定に直面することは価値のあることである。われわれは、すべての閣僚がシビリアンでなければならないという特別の規定を憲法のなかに入れることを真剣に考えるべきであり、私はまったく好ましいということを強く主張したい。」

プリムソル(オーストラリア代表)「わが政府は、9条そのものを日本国憲法のなかに入れることに賛成していなかった。なぜならば、日本国民は、将来、その条項を真面目に考えないであろうし、占領期間が終わったらただちに、あるいは占領期間が終わる以前に、軍隊の保有を可能にする憲法改正をおこなうかもしれない。そうすれば、日本国の伝統として、陸軍大臣および海軍大臣のポストをもうけ、そこに将官を据えらるだろう。わが政府が9条を好まない一つの理由は、将来、そのような改正を秘めているからである。わが政府が入手した憲法正文には、軍隊の保持を認めるかどうか

かについて、あいまいになっている。それゆえ、内閣閣僚がすべてシビリアンでなければならないという規定を憲法に入れるように議論することは、ますます強くなってきている。われわれは、最高司令官に、すべての閣僚はシビリアンであると定める憲法改正を歓迎することを伝えるべきであると考えている。」

ラミシヴィリ (ソ連代表) 「日本国政府あるいは帝国主義的思想の持ち主が日本軍隊を復活させることの可能性に関して、連合国をあざむくだけでなく、より重要なことは、ある種の軍隊を創設しながら、これは完全に日本国憲法内で正当なのだと称して、日本国民をあざむくことである。これこそが主要な危険であると、私は思う。このような疑問点が極東委員会および第3委員会の多くの代表から提示されているのだから、国会議員〈西注：原文は the members of the Diet になっているが、委員会全体の討論および他の委員の発言からは、the members of the Cabinet になっていなければならないはずである〉がすべてシビリアンでなければならないという文言を憲法に単純に挿入すればよいだけのことであって、そうしない心理的、精神的意味を理解することができない。9条の誤った解釈や誤解を排除するためにも、そうすることになんらの障害は見出されない。」

アンジェリーノ (オランダ代表) 「私は、当面、9条修正の意味について、最高司令官に問い合わせるというアメリカ政府の立場に賛成したい。」

ベレンゼン (ニュージーランド代表) 「私は、9条修正の意図を最高司令官に尋ねることにまったく賛成であり、そうすべきと考えるが、それによってこの問題は解決しない。われわれは、憲法が極東委員会によって定められた要件に実際、合致しているかどうかを問うべきであると思う。極東委員会では、すべての内閣閣僚はシビリアンでなければならないという規定を二六一を
実際、作成しているではないか。」

こうした各代表からの意見表明後、オーストラリア代表のプリムソルから、最高司令官に対し、われわれが修正の意図に疑問をいただいていること、極東委員会はすべての大臣がシビリアンでなければならないと考えている

こと、そしてそのように修正することを歓迎するむねを議長に伝える権限を与えるべきという動議が提出された。これに対して、ソ連代表のラミシヴィリから、極東委員会のだれかが最高司令官なり日本国政府なりに説明を求めることに反対はしないが、そのような明白なことで何度も最高司令官に説明を求めることを極東委員会の政策決定にすることには反対である、何度かなされてきたように、議長が政策決定なしで最高司令官に説明を求めればよいのだとの見解が表明された。結局、ソ連の賛成を得ることができず、オーストラリアからの動議の延期がマッコイ議長によって、宣せられた。

それにしても、上記極東委員会第 27 回会議における各国代表の見解は、その後の憲法 9 条の運命を適切に指摘していたという点で、注目される。イギリス代表のサンソムは、9 条が「あいまいさの残る非常に悪い起草である」と指摘し、カナダ代表のパターソンは、将来の将官の存在を予測している。まさに、9 条の規定のあいまいさゆえに、自衛隊が創設され、大将という名称ではないものの、将が誕生している。またオーストラリア代表のプリムソルは、9 条を日本国民が「真面目に考えないであろう」と述べ、ソ連代表のラミシヴィリは、「ある種の軍隊を創設しながら、これは完全に日本国憲法内で正当なのだと称する」可能性に言及している。その後の憲法 9 条をめぐる展開は、これらの予言が的中してきているといつてよいだろう。

ともあれ、これら各代表の見解のなかから、①修正により、9 条全体の意味がすこぶるあいまいになったこと、②内閣閣僚がシビリアンでなければならないという規定を憲法草案のなかに入れるべきこと、③その背後には、修正によって、自衛のためならば、軍隊の保有が可能であるという解釈の余地が生まれたこと、の 3 点において、完全な共通認識のあったことが理解できる。

このような 9 月 21 日の第 27 回極東委員会会議の審議内容が、翌 22 日づけで陸軍次官補ピーターセンから、連合最高司令官(マッカーサー元帥)

に至急電で伝達され⁽⁹⁾、マッカーサー元帥の意を受けて、24日にホイットニー民政局長が吉田首相になかば強制的に文民条項を憲法改正草案のなかに入れるように求めたのであった。

これら一連の動きについては別途、詳述したところであるが⁽¹⁰⁾、上述の審議から明確になったことは、芦田修正によって、自衛のためならば、軍隊の保有が可能であるという解釈の余地が生まれ、いわばその「歯止め」として、文民条項の導入が要請されたことである。これに対して、古関彰一教授は、文民条項の導入は、9条の修正により、軍隊の保有が可能であるという解釈の余地が生まれないようにするための「だめ押し」とみる⁽¹¹⁾。

もし「だめ押し」とみる説が正しいならば、この会議で将来における日本軍の設置そのものを否定する議論がなされていなければならない。けれども、上記審議において、各代表委員からは、そのような発言がまったくなされておらず、むしろ自衛のための軍隊設置の可能性を前提しつつ、文民条項導入の必要性が説かれている。それゆえ、「だめ押し」説は、とりうる余地がない。「だめ押し」説は、はじめに非武装解釈ありきの感がある。

また、当初から自衛力の保持が否定されていたという見方は、マッカーサー・ノートをケーディスが修正した理由も無視している。すなわち、マッカーサー・ノートには「国際紛争を解決するための手段として」のみならず、「自己の安全を保持するための手段としてさえも」、「国権の発動たる戦争、武力による威嚇または武力の行使を放棄する」と書かれていた。ケーディスは、このような書き方では、自衛のためといえども、日本国は武力によってみずからを守ることができないと考え、「自己の安全を保持するための手段としてさえも」の部分削除したのである。ケーディスは、1984年11月、私(西)にその理由を、「マッカーサー・ノートでは、現実的ではないと思えた」とはっきり語ったのみならず⁽¹²⁾、いまや周知の事実となっている⁽¹³⁾。それゆえ、9条は、マッカーサー・ノートから「自己の安全を保持するための手段としてさえも」(英文では、“even for preserving its own

security”) が削除された時点で、非武装と解釈すべきではなくなったのであって、歴史的事実を正視する必要がある。

この点につき、占領時、民政局に勤務し、その後、メリーランド大学教授としてアメリカにおける日本国憲法成立過程研究の第一人者といわれているセオドア・マクネリー教授は、次のように述べている⁽¹⁴⁾。「極東委員会は、芦田修正の結果として、再軍備の可能性を理解していた。極東委員会は、シビリアン・コントロールを確保するために、すべての国務大臣がシビリアンでなければならないという規定の挿入を求めた。」まさに芦田修正によって設置されるかもしれない軍隊をコントロールするために入れられたのが 66 条 2 項の文民条項なのである。

また、佐々木高雄教授は、古関教授の「だめ押し」説と私の「歯止め」説を比較し、古関教授の説は、「強引すぎると評さなければならない。自衛隊の存在を正当化しないために、資料の意味をねじ曲げた例だと、いえそうに思う。」と述べ、私の説の方が「正当」であると評価している⁽¹⁵⁾。ただ、私が「歯止め」説をとった理由として、『「連合国は自衛力を容認していた」ことを論ずる一環で、文民条項を取り上げた、ということだろう。』と述べている点は、曲解である。私は、文民条項の導入過程そのものを独自に調査し、その意味を探らなければならないことをつとに強調しているのである⁽¹⁶⁾。

話を元へ戻そう。貴族院で極東委員会の要請が憲法改正案のなかに入れられることを見届けたマッカーサーは、陸軍省に宛てて電信を送った。この電信は、9月25日の第28回極東委員会で紹介された。その内容は、次のようである⁽¹⁷⁾。

他の諸国政府の見解に敬意を表して、私は、日本国政府に対し、憲法のなかに次の修正を受け入れるように説得した。15条に次の文言を加えること。「成年者による普通選挙を保障する」こと。および66条に次の文言を加えること。「内閣総理大臣その他の国務大臣は、シビリアンでな

なければならない」こと。

同時に、この遅い時点で、政府が唱道する修正案にともなう微妙な点にかんがみ、私は、日本国政府に対し、現在の草案に具体化されている原則に立法的変更がないかぎり、これ以上の修正を求めないことを保証する。あなたがたは、立法行為が完成される過程でなされるいかなる修正についても、助言が求められるであろう。貴族院は、今週中にその行動を完了することが期待されている。

このマッカーサーからの文書に接した各代表は、大いに満足の間意を表した⁽¹⁸⁾。まずオーストラリア代表のプリムソルが、二つの修正が入れられたことにより、憲法改正案に格段の改善がみられたと思うと述べ、ついでマッコイ議長も、プリムソル委員の満足表明に他の委員とともに賛成すると発言した。

ただ、ソ連代表のラミシヴィリは、マッカーサーが「日本国政府に対し、説得した。」というが、本当に議会を通過することを保証したことになるのか、同じく「これ以上の修正を求めないことを保証する。」と述べているが、極東委員会は修正を要求できないという意味なのかという疑問を呈した。

また、中国代表のクーは、9条との関連で、次のように述べた。「憲法9条の文言に関する点は、われわれにとって受け入れがたい意味を含んでいる。日本国は、過去において何度も近隣諸国に対して攻撃するために軍隊を使用してきたが、同時にみずからが戦争をおこなっていることを否定してきた。それゆえ、極東委員会は、この条項をそのままにしておき、日本国が戦争それ自体のためよりも、戦争類似行為または侵略行為のために、
二五七
軍隊を誤用するような危険を見過ごすことのないようにすることが明白に理解されるべきである。……中国政府は、内閣総理大臣その他の国務大臣がシビリアンでなければならないという規定が、憲法改正案のなかに入れられることを保証した最高司令官からのメッセージを受けとったことに満足の意を表する。中国政府としては、憲法草案の早期採択が非常に望まし

いという立場と見解を同じくする。」

こうして、ソ連の再提案、中国の疑問から再開された文民条項の導入要請は、極東委員会の議を経て、憲法改正案のなかに入れられたのである。

そしてこの第28回極東委員会において、以下の『日本国憲法に対する追加政策』⁽¹⁹⁾が採択された。

極東委員会は、すべての内閣閣僚がシビリアンでなければならないという『新しい日本国憲法のための基本原則』(FEC-031/19)においてとられた先の決定を再確認し、さらに参議院が衆議院にいかなる点でも優越してはならないことを政策事項として決定する。極東委員会は、このような優越が確立されないことを保証するために施行立法を非常に子細に調査する権利を引き続き有していることが絶対に必要であると考える。

この政策決定は、最後の総括といえよう。すなわち、文民条項の導入を再確認し、それと同時に、なお多くの代表が懸念していた参議院のあり方について、衆議院の優越性確保を記録にとどめておくものであった。

18 『新しい日本国憲法の再審査のための規定』

第90帝国議会で新しい憲法が採択されることが明らかになったとき、極東委員会の何人かの委員は、はたしてそのような手続きが本当に日本国民の「自由な意思」を反映しているのかということについて疑問をいだいた。憲法が「日本国民の自由な意思の表明」にもとづかなければならないことは、5月13日の政策決定『新しい日本国憲法採択のための規準』に明記されてい

二五六

るところである。

何人かの委員が反発したのは、第一に、4月10日に総選挙を実施すれば、民主的勢力よりも反動的勢力を利することになり、その延期を求めていたにもかかわらず、実際に総選挙が強行されたからである。第二に、総

選挙で憲法問題は争点になっておらず、日本国民の意思を十分に反映しているとはとうてい想定できない、と感じられたからである⁽²⁰⁾。

この問題を最初に指摘したのは、オーストラリア代表のエヴァットである。エヴァットは、6月20日の極東委員会第16回会議で、次のように述べた⁽²¹⁾。

「日本国民が新しい憲法を採択するのは、早すぎる。なぜならば、日本国民は、民主的手続きの十分な経験を積んでいないからである。日本で施行される憲法は、暫定憲法と考えるべきである。暫定期間の終了時に、国会の特別会議か憲法制定会議が暫定憲法を審査し、新憲法または改正憲法を国民投票に付すべきである。そのような手続きをとることが、ポツダム宣言の規定を実施することになる。」

こうして、エヴァットは、6月20日、『新しい日本国憲法のための基本原理』(Basic Principles for a New Japanese Constitution)⁽²²⁾と題する以下の決議案を提出した。

日本国民が、その運用の経験に照らして、新憲法を再審査する機会をもつために、また連合国が、新憲法はポツダム合意の条件を充足していることを確信するために、新憲法は、その最初の公布後1年以上2年以内に、特別に召集される代表機関によって再審査されなければならない。憲法は、最終的には国民投票で意思を表明する日本国民に提示されなければならない。当該国民投票においては、もっとも重要な諸点がそれぞれの質問事項として提示されなければならない。

二五五 この提案がさまざまな修正を受けて、最終的に後述する10月17日の『新しい日本国憲法の再審査のための規定』文書(FEC-031/41)となるのである。

このエヴァットの提案について、6月25日の第19回運営委員会で、委員長たるニュージーランド代表のベレンゼンが、同国政府の明確な立場と

して、憲法は、現在の議会によって最終的に決定されたり、処理されるべきではないとの見解を表明した。また害悪の最たる点は、現在の議会の意思として日本国民を拘束する恒久憲法が作られることであると断言し、最終的に国民投票によって承認の是非を判断すべきであるとするオーストラリアの提案を支持すると論じた⁽²³⁾。

同会議で、オーストラリア代表として出席していたプリムソルは、ベレンゼンの意見を歓迎し、さらに以下の三つの理由を付して、極東委員会の議題にするように提案した。①日本国と異なり、民主的伝統を有するヨーロッパ諸国においても、戦後、簡単には新憲法が制定されていない。②日本国の憲法が真にポツダム宣言などに合致しているかどうかを見きわめるまで、試行期間をもつことが望ましい。③オーストラリアの提案は、国民投票による最終的承認がなされる前であっても、極東委員会が介入することを妨げない⁽²⁴⁾。

アメリカ代表のブレイクスリーは、エヴァットの提案を原則的に支持するが、1年以上2年以内に極東委員会と国会の双方によって、憲法が再審査されるべきであると述べた⁽²⁵⁾。

この会議において、ニュージーランド(ベレンゼン)、オーストラリア(プリムソル)、カナダ(コリンズ)、ソ連(ドルビン)、アメリカ(ブレイクスリー)からなる小委員会が組織され、エヴァット案を多少変更した第3委員会案(A案)に代えて、B案が作成された。同案は、かなり詳しいものになっている⁽²⁶⁾。

日本国民が、新憲法の施行後、その運用の経験に照らして、新憲法を再検討する機会をもつために、また極東委員会が、新憲法はポツダム宣言およびその他の管理文書の条件を充足していることを確信するために、極東委員会は、新憲法施行後1年以上2年以内に、当該憲法に関する状況が国会によって再審査されなければならないことを、政策事項として、決定する。極東委員会がいつでも引き続き管轄権を有しているこ

とを損なわれることなく、極東委員会も、同一期間内に憲法を再審査するであろう。

審査後、結果として生じた憲法の様式は、国民投票で意思を表明する国民に提示されなければならない。当該国民投票において、国民は、①さらに修正することなく憲法を承認するか、または②さらに審査するという特別の目的のために憲法制定議会の選挙を望むかが問われるであろう。国民投票の結果が憲法制定議会の設置を望むことを示すならば、国会は憲法を再検討し、修正するための全権を有する憲法制定議会の規定を作成しなければならない。このようにして修正された憲法案は、その後、国民投票で承認を得るために日本国民に提出されなければならない。

極東委員会のこの政策決定のいかなるものも、公布後、適当な期間に、現行憲法の法的継承者となる憲法の効力に影響を与えない。

エヴァット案と異なる点は、①連合国に代えて極東委員会と明示したこと、②国民投票の仕方を具体的に提示したこと、③国民投票の結果、憲法の修正を望むということが明らかになれば、憲法制定議会を設置し、そこで修正された憲法案について、さらに国民投票に付すこと、および④極東委員会の政策決定が新憲法の効力に影響を与えないとしたことにある。とくに最初の国民投票以降の手続きは、複雑なものとなっている点が特色といえる。

以下3回にわたる会議で、この問題に関してなされたおもな発言と動向を箇条書き的に追ってみよう。

・6月27日の極東委員会第17回会議にて⁽²⁷⁾。

エヴァットは、「1年以上2年以内の再審査期間は、期間を限定しすぎる。むしろ2年以上とすべきである。」と発言。またルードン（オランダ代表）は、「新憲法は暫定的であるべきだ」というエヴァット委員の見解に印象づけられたが、憲法の施行時期と最終的な国民投票の間に反民主主義的勢

力が力を盛り返す恐れがあるのではないか、占領軍が駐留している間に国民投票に付されれば、承認されると思う。」と述べた。この発言に関連して、エヴァットは、「いま国民投票が実施されれば、事後の審査は不必要である。ただし、最高司令官は、そのようなことを望まないのだ。」と、マッカーサーの態度を批判した。

・ 6月28日の第3委員会第18回会議にて⁽²⁸⁾。

FEC-031/15 文書が修正され、タイトルが『新しい日本国憲法の再審査のための規定』(Provisions for the Review of a New Japanese Constitution) に変更された⁽²⁹⁾。この文書は、前記 FEC-031/15 文書の第1段についてはほぼ同じであるが、第2段以下が次のように変更されている。

「新憲法は、あらかじめ極東委員会によって不承認されない限り、公布後、適当な期間に、前段の文言における国会の再審査および国民の承認を待たずに、現行憲法の法的継承者となる。」

ここにおいて、国会での再審査および国民の承認を求めるのは、極東委員会で不承認の議決があった場合に限定されることになり、手続きの簡素化がはかられた。

この文書につき、ソ連は全面的にその態度を留保し、アメリカは第2段の全部および第1段の最後の文章について留保した。

・ 7月2日の極東委員会第18回会議にて⁽³⁰⁾。

プリムソル「オーストラリア政府の見解は、憲法が他から押しつけられたという日本国民の感情を排除するために、ただちに国民投票をおこなうか、あるいは憲法がしばらく運用されたあとで、将来、国民投票を実施すべきだというものである。マッコイ議長の言葉から、アメリカも国民投票に必ずしも反対ではないように見受けられる。オーストラリア政府として、再審査という基本原則を確保するために、妥協を受け入れる用意がある。」

ベレンゼン「ニュージーランド政府は、もともとこの議会で憲法審議をすること自体に反対しているが、国民投票が合意を得ることのできる唯一

の政策決定であるということであるとすれば、わが国政府は、これを受け入れるであろう。」

この会議で、マッコイ議長から、「最高司令官は、日本国憲法が日本国民の自由な意思の表明であるかどうかを決定するにあたり、憲法に関する日本国民の意見を確認するために、国民投票その他の適切な手続きを求めることができる。」という語句を入れたらどうかという提案があった。また、プリムソルからは「1年以上2年」の再審査期間を「1年以上4年以内」にするとの提案がなされたが、これに対して、インド代表のヴェシュガーによって、今後4年間、極東委員会が存続しているかどうか分からないとの疑義が呈された。さらにソ連代表から、「国会」に代えて、「憲法制定議会またはこの目的のために特別に選挙された新たな国会」とするような提案があったが、最終的にはいずれの提案も成案にいたらなかった。

その後、文書は、SC-012/12⁽³¹⁾、FEC-031/23⁽³²⁾、FEC-031/28⁽³³⁾、FEC-031/35⁽³⁴⁾、FEC-031/36⁽³⁵⁾へと修正されていった。このFEC-031/36では、冒頭に次の文言が加えられた。

「新憲法は、極東委員会によって求められるかもしれない変更をとまない、公布後、相当の期間を経て、現行憲法の法的継承者となるが、次節に定める条項に従って、国会および極東委員会による再審査に服さなければならない。」

極東委員会第24回会議(8月28日)において、冒頭の「新憲法は、……公布後、相当の期間を経て、現行憲法の法的継承者となる。」という文言について、オランダ代表のルードンから、「この声明は、憲法が旧憲法の法的継承者にならない可能性があるのかどうか」との質問がなされ、カナダ代表の
二
五
一
コリンズは、「憲法改正草案100条の“この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。”に対応したものである。」と説明、これを受けてルードンから、「それであれば、“公布後、相当の期間を経て、”に代えて、100条に直接言及したらどうか」という提案がなされた⁽³⁶⁾。

議論は、さらに続き、極東委員会第 25 回会議 (9 月 12 日) で、ベレンゼンから、審査期間を「1 年以上 2 年以内」としてある部分を「次の総選挙後の国会で審査する」に代え、「極東委員会もそのときに審査する」ように修正する動議が提出された⁽³⁷⁾。

このニュージーランドの提案に対し、9 月 21 日の第 27 回極東委員会において、アメリカは反対を表明したが、全体の雰囲気から、再審査規定を承認せざるを得ないと考え、極東委員会として引き続き政策決定の公表の時期と方法を検討するという条件のもとに、冒頭の文節を以下のように改めることを提案した⁽³⁸⁾。

「現行憲法の法的継承者としての、また極東委員会の検討と政策決定の結果としてなされた変更を具現化している新憲法は、次節に定める条項に従って、国会および極東委員会による再審査に服さなければならない。」

ポートンによれば、この頃、アメリカの代表者は、難しい状況に立たされていた。なぜならば、極東委員会で日本国憲法草案につき、正式に投票に付され、不承認ということにでもなれば、联合国最高司令官と日本政府を困惑させることになるであろうし、かといって、極東委員会における審議に乗り気でないような態度を示したり、正式の承認の不必要を唱えたりすれば、極東委員会本来の権限の実行を妨げたといつて、批判されるであろうと考えたからである⁽³⁹⁾。

アメリカの提案に対して、ベレンゼンは、前にみずからの政府が示した提案を撤回し、アメリカ案に賛同する動きを示したものの、ソ連代表のラミシヴィリは、アメリカ案に反対し、むしろ原案を無修正で可決することを主張した。

こんなふうに、さまざまな提案合戦が繰り返されてきたが、日本国憲法の公布日 (11 月 3 日) を間近にひかえ、10 月 17 日の極東委員会第 30 回会議で、ようやく最終文書『新しい日本国憲法の再審査のための規定』が完成した⁽⁴⁰⁾。以下がその全訳である。

1. 現行憲法の法的継承者となる新憲法は、公布後、相当の期間を経て極東委員会の審議と政策決定の結果としてなされた、またはなされるかもしれない変更とともに、次節に定める条件に従って、国会および極東委員会による再審査に服さなければならない。

2. 日本国民が、新憲法の施行後、その運用の経験に照らして、新憲法を再検討する機会をもつために、また極東委員会が、新憲法はポツダム宣言およびその他の管理文書の条件を充足していることを確信するために、極東委員会は、新憲法施行後1年以上2年以内に、当該憲法に関する状況が国会によって再審査されなければならないことを、政策事項として、決定する。極東委員会がいつでも引き続き管轄権を有していることを損なわれることなく、極東委員会も、同一期間内に憲法を再審査するであろう。極東委員会は、日本国憲法が日本国民の自由な意思の表現であるかどうかを決定するにあたり、国民投票または憲法に関する日本国民の意見を確認するためのその他の適当な手続きをとることを要求することができる。

こうして、6月20日にオーストラリア代表のエヴァットによって指摘された問題は、約4か月の討論の末にようやく決着がついた。それは、ポルトンの言を借りるならば、「総司令部の見解（憲法の審議には十分な時間が与えられたとする見解）と、これに反対の見解（憲法の審議は余りにも軽率すぎたとする見解）との妥協であった。」⁽⁴¹⁾

19 『新しい日本国憲法の再審査に関する 極東委員会の政策決定の発表』

問題は、上記の政策決定をいかにして公けに発表すべきか、その時期と方法であった。アメリカとすれば、発表の時期と方法を最高司令官にまかせるのがよいと考えていた。しかし、前記第30回極東委員会において、オー

ストラリア代表のメイキン (Norman J. O. Makin) は、極東委員会の政策決定がなされた以上、憲法公布の日よりも遅くない時期に、できるかぎりすみやかに公表すべきである、公表しないことは日本国民に対する信義を損なう罪を負うことになる」と主張した⁽⁴²⁾。またニュージーランド代表のベレンゼンも、議会で審議中に極東委員会による再審査の政策決定を公表するのは賢明でないと思うが、公布時になぜ、政策決定を公表してはいけないのか、アメリカの真意がわからないと発言。これに対して、マッコイ議長は、いくつもの理由があるが、一つには日本国民が採択した憲法に批判されるような何もないと考えている最高司令官の立場を困難にすること、他は法的性格にかかわるものであると答弁した⁽⁴³⁾。

このような議論ののち、マッコイ議長に対して、最高司令官と協議する権限を委任し、最高司令官からの回答をまって、極東委員会で再検討することとされた⁽⁴⁴⁾。そして、同日、極東委員会事務総長のネルスンより、国務次官ディーン・アチスン (Dean Acheson) に対して、この政策決定の公表の時期と方法に関し、最高司令官の意見を問うように、書簡が送られ⁽⁴⁵⁾、10月28日、最高司令官宛てに指令が発せられた⁽⁴⁶⁾。

一方、極東委員会では、10月31日と11月1日の両日に、この問題について、長時間の議論がなされた。

初日の10月31日における第32回会議では、各国代表より、最高司令官からの回答が届いていないことに対する批判が噴出し、アメリカ代表のマッコイ議長は、防戦に努めなければならなかった⁽⁴⁷⁾。

同会議で、オーストラリア代表のプリムソルは、公表の問題の重要性は日本国民と連合国との間の信義促進にかかわる問題であることを強調した⁽⁴⁸⁾。

またニュージーランド代表のポウルズは、プリムソルの見解に同意し、2年以内に審査が必要とされるときには、おそらく極東委員会によって下される政策決定のうちのもっとも重要なものの一つになるであろうから、この問題はたんに占領権限 (占領権限の範囲内であれば、最高司令官の判断の

みで可能) に関連する問題ではないことを力説した⁽⁴⁹⁾。

カナダ代表のコリンズは、日本国民との信義を維持していく責任を履行しなければならないという極東委員会の観点からみれば、憲法の公布時が政策決定の公表にとってもっとも望ましい時点であると述べた⁽⁵⁰⁾。

さらにイギリス代表のサンソムは、個人的には最高司令官の回答なしに公表の適切な時期と方法を決定するのは困難であると感じるが、この問題は、ポウルズがいうように、占領政策の問題ではなくて、明らかに極東委員会の能力、権能、権威および善良な信義の問題であると発言した⁽⁵¹⁾。

さて、翌 11 月 1 日、ようやく最高司令官(マッカーサー元帥)から回答書が届いた⁽⁵²⁾。

同書には、マッカーサー元帥によって、政策決定の目的があいまいであること、内容が非現実的であることが強調され、次のように記述されていた。

「新憲法の展開を通じて、憲法が生きながらえる場合に必然とされる自由な性格を否定したり、あるいは傷つけたりしないようにするために、これまで強制的手続きと解釈されるような行動は、大部分、避けられてきた。しかるに、言及されている声明の公表は、結果として、われわれがまさに用心深く避けようとしてきたものを不可避的にもたらすことになる。いったい何のために？ 公表は、たちまちのうちに世論に連合国による力の行使とみなされるであろう。それは、暗示される外部勢力の強制的脅威によって、憲法典の自由な性格と国民意思の表現を台無しにするであろう。……そのような公表の有害な効果は、連合国にとってなんらの利益が期待できないと同様に、きわめて明らかなのであるから、私は、すくなくとも、提案されている経験の期間が経過し、極東委員会がそのときの状況により、積極的措置をとる必要があると感じるまでは、公表のためのいかなる手続きをとることに對しても反対することを強く勧告する。」

同日に開かれた極東委員会第 33 回会議では、この回答書が各国代表に回付され、マッコイ議長の最高司令官擁護発言から始まった⁽⁵³⁾。最高司令官

は、政策決定の公表が日本国民および連合国の共同目標にどのような効果を与えるかを判断するのに知悉している立場にいるのだから、アメリカ政府として、当該公表を遅らせるべしとする最高司令官の勧告を支持するというものであった。

けれども、マッコイ発言に続いて意見を述べた代表のうち、最高司令官の勧告を支持するものは皆無であった。

プリムソル（オーストラリア代表）は、最高司令官の延期勧告は極東委員会の政策決定を公表すべきでないといっているのと同じだし、もともとそのような政策決定を極東委員会がなすべきではなかったといっているようでもあり、回答書の趣旨は極東委員会の基本的思想に直接に反しているとして、マッカーサーを強く批判した。そして公表しない方がむしろ危険であり、再審査規定の公表の延期は最悪の結果を招き、向こう2年間、極東委員会を悩ませることになるだろうとの見解を開陳した⁽⁵⁴⁾。

サンソム（イギリス代表）は、最高司令官の政策決定拒絶に説得的な理由がないこと、また政策決定の目的が“あいまい”であると述べていることに、驚きの色を隠さず、イギリス政府の見解として、憲法は再審査に付されるための多くの規定を包含しているが、憲法に定められている規定とそれらの規定に効力を与えるためにとられる処置の相違を認識することが必要であると考えていると語った⁽⁵⁵⁾。

ポウルズ（ニュージーランド代表）は、このような状況にいたったのはひとえに極東委員会と最高司令官との間の連絡のまずさにあるのであって、最高司令官は極東委員会の決定が熟考の末にとられたという過程を認識していないことは明白であると述べ、最高司令官に極東委員会がなぜそのような決定をするにいたったかを理解させるために最大限の努力をなすべきことの必要性を説いた⁽⁵⁶⁾。

コリンズ（カナダ代表）は、最高司令官の回答は極東委員会の再審査規定の目的について誤解にもとづいたものであり、日本国政府は公布時に極東委員会の政策決定に言及するのが望ましいが、施行立法を審議する特別国

会の召集時でもよいのではないかと考えると述べた⁽⁵⁷⁾。

ヴェシュガー (インド代表) は、公布日直前のいま、全代表は公布日に政策決定の公表については何もなされないであろうという事実を受け入れるべきである、最高司令官が極東委員会での審議状況を知らないことも問題であるが、より重要なことは極東委員会が日本国民の将来の福利のためにとった措置であることを日本国民が知らないことであるとして、この問題に関するこれまでの極東委員会における審議記録を最高司令官に送付することを提案した⁽⁵⁸⁾。

グェラン (フランス代表) は、公布の時期を利用して再審査規定の考え方を提示するならば、憲法の再審査のために日本国民の心や世論に前もって準備させるのに役立つであろうと述言した⁽⁵⁹⁾。

このように、各代表からの発言が終了したのち、マッコイ議長は暫時休憩を宣し、その後、議長として、極東委員会でなされた全発言と政策決定が下されるまでの背景を最高司令官に通知することを約束した。そして、その記録を第3委員会で作成することを提案、同提案は満場一致で採択された。

この極東委員会の提案を受けて、第3委員会では11月5日と6日の両日、活発な意見が交わされた。まず5日の委員会において、最高司令官に送付する方式について次の2案が検討された⁽⁶⁰⁾。

第1案 最高司令官に送付されるべき協議のメッセージを作成する一このメッセージには極東委員会の立場を述べることが用意されなければならない。

第2案 公式の協議メッセージに代えて、最近2回—第32回および第
二 33回—の極東委員会の議事録を最高司令官に送付する。
四

五 この両案に関し、カナダとニュージーランドの代表は、第2案を支持、これに対してオランダ代表は、最高司令官には極東委員会の政策決定として通知されるべきであるという立場から、第2案の行動をとることに不同意が表明された。

また、委員長（インド代表のバジパイ）から、この政策決定の公表方式については二つの考え方のあることが示された。

第1案 連合国最高司令官は、極東委員会の政策決定につき適当な措置をとるよう求めて日本国政府に通知し、国会への公表方式は、最高司令官と日本国政府の裁量に委ねる。

第2案 連合国最高司令官は、日本国政府に対して、国会へ通知するように政策を発しなければならない。その際、当該政策は極東委員会の政策決定であることの声明を添えるものとする。

そして個人的には、第1案の考え方を支持するとして、その方が再審査規定の目的にかなうし、この問題について日本国民の自由な意思形成を強制しないことになるからであるとの理由を述べた。

この委員長の見解に対して、イギリス、オランダ、カナダ、フランスが同調、オーストラリア、ソ連、ニュージーランドは、むしろ第2案の公表方式を支持した。フィリピンとアメリカは、態度を保留、中国は、棄権を表明した。

結局、前者の最高司令官に対する送付方式については、第2案が採択され、憲法の再審査と公表の部分にかかわる第32回および第33回の極東委員会議事録の抜粋を事務局と議長とで用意し、最高司令官に送られることになった。後者の公表方式については、次回委員会に持ち越された。

翌6日の第3委員会第38回会議では、公表方式について審議された⁽⁶¹⁾。同会議で、まずイギリス代表から、次の動議が提出された。

極東委員会は、いまや日本国民に10月17日の政策決定条項を知らせることが必要であると考え、アメリカ合衆国が連合国最高司令官に対し、1946年11月25日の臨時会期の集会日以前に、極東委員会の政策条項を日本国政府に公式に伝えるように指示することを求める。

この動議に対して、8か国が賛成し、フィリピンとアメリカが態度を保

留した。

つぎにオーストラリア代表から、極東委員会は11月25日に世界の報道機関に極東委員会の政策決定の正文を発表すべきだとする動議が提出された。オーストラリア代表は、極東委員会に席をおいている各代表は、自国民に対して責任を負っており、連合国の国民は日本国憲法について、自国代表がいかなる態度をとったか知る権利を有していることを力説、新聞発表をすれば、極東委員会は、日本国憲法を当面受け入れるが、ポツダム宣言を履行するために、2年以内に再審査するのだということが知れわたることになるメリットが明らかになることを強調した。この動議について、オランダ代表は、逆に日本国民に再審査規定に対して偏見をもたせることになるのではないかという理由から、反対を表明した。このオーストラリアの動議は表決に付され、賛成3(オーストラリア、ニュージーランド、ソ連)、反対4(中国、オランダ、フィリピン、アメリカ)で否決された。

このように、完全な案がまとまらないなか、11月20日、『新しい日本国憲法の再審査の時期と方法に関するアメリカ合衆国政府の見解声明』(11月19日づけ)が極東委員会に提示された⁽⁶²⁾。この声明には、マッカーサー元帥からの回答を示しつつ、アメリカ合衆国政府自身の提案が含まれている。

I. 新しい日本国憲法の再審査に関する極東委員会の政策決定の発表(FEC-031/41)に関連し、合衆国政府は、マッカーサー元帥と協議し、以下の趣旨の回答を受けとった。

a. マッカーサー元帥は、10月31日および11月1日の極東委員会議事録を十分に検討した。

b. 内閣総理大臣は、マッカーサー元帥との個人的討議の結果として、連合国が引き続き権能ならびに調査および干渉の権限を有することを十分に承知している。経験に照らし、日本の国会および国民が再審査または改正する権利をもっていることは、憲法自体に特記されている。

c. 再審査政策の公表は、破滅的な結果を招来するであろう。そのことに関する日本国民の解釈は、実際に、憲法が施行される前においてすら、憲法を台無しにするであろう。というのは、極東委員会の行動は、連合国でさえも憲法に信頼を欠いているのだとみなされるだけであり、また将来も引き続き連合国の干渉を受けるという危険をともなうとみられるからである。それは、疑いなく憲法典自体の効力のみならず、その採択の基底をなしている方法と目的を公然と否認するものとして解釈されるであろう。それは、日本国民の完全な当惑を引き起こし、かれらをまったく無用な状態におくことになるだろう。さらに、日本国内でこの新しい憲章のなかに具現化されている自由な諸原理をすべて崩壊させようとしている反動勢力によりよく奉仕するようないかなる動きに対しても、対応措置を案出し得ないであろう。

d. 日本国民は、この憲法を自分たちの進化と熱情のあかしと考えている。なぜならば、憲法はいまや最高潮に達しているからである。現在、すくなくとも静かなる激励という支援をかれらに与えることができないならば、憲法に対するかれらの信頼を破壊してしまうであろう。

e. 政策決定の公表は、憲法の崩壊をもたらすだけでなく、日本国全体の状況の深刻な悪化を招き、占領目的とこれまで得た成果を不必要に危険におとし入れるであろう。

f. マッカーサー元帥は、そのような行動でさえも賢明でないとみずから考えているにもかかわらず、日本国内閣総理大臣に対し、FEC-031/41に含まれている極東委員会の政策決定を公式に通告する意向を示した。

II. マッカーサー元帥によって表明された見解を検討し、また極東委員会のメンバーによって表明された見解を相応に斟酌して、合衆国政府は、極東委員会が承認するならば、次の措置をとることを提案する。^{二四二}

a. 合衆国政府は、連合国最高司令官に、FEC-031/41に含まれている政策決定条項を、できるかぎりすみやかに日本国内閣総理大臣に対し、

通告するように公式に要求する。

b. 合衆国政府は、連合最高司令官に対し、この政策決定の公表の時期と方法は最高司令官の裁量事項であることを通知する。

このアメリカ合衆国の提案、なかんずくマッカーサー元帥の回答に対して、当然のことに、オーストラリア代表などから、反発があった。極東委員会第35回会議(11月21日)において⁽⁶³⁾、まずプリムソル(オーストラリア代表)が長広舌をぶった。マッカーサー元帥の回答は、政策決定をできるかぎり早急に公表すべきだという極東委員会の立場を考慮に入れていないこと、漏洩は不可避であること(再審査規定を政策決定したことは、関係諸国約4000人と総司令部職員が知っている)、極東委員会代表は自国民に対して信義違反の罪を負うことになることと述べ、失望の色をあらわにした。そして、合衆国の提案中、II bにつき、政策決定の公表の時期と方法を最高司令官の裁量事項にすることは受け入れられないと言及した。またII aについては、政策決定が公表問題を損なわないという理解のうえで、「連合最高司令官は、FEC-031/41に含まれている政策決定条項を日本国政府に対し公式に通知しなければならない。」と読み替えるという条件でならば、受けられる用意があると発言した⁽⁶⁴⁾。

つぎにポウルズ(ニュージーランド代表)は、極東委員会と最高司令官との連絡の極端なまずさをふたたび指摘し、II aにつき、プリムソルの修正を支持した。またII bについては、公表に関し極東委員会による後日の決定を損なわないという理解のうえで、修正案をつくることに合意できるはずだとの考えを明らかにした⁽⁶⁵⁾。

二
四
一 コリンズ(カナダ代表)は、みづから先に述べた見解を実質的に変更し、プリムソルとポウルズの見解に従うとした⁽⁶⁶⁾。

ロドリゲツ(フィリピン代表)は、自国政府の立場として、要は占領を成功させることと日本国の民主化を促進させることが大切なのであって、極東委員会はそれを妨害してはならぬとの考えに立って、そのためには公表

の時期と方法は联合国最高司令官と日本国政府に委ねるべきとするアメリカ政府案への賛成を表明した⁽⁶⁷⁾。

ラミシヴィリ (ソ連代表) は、自国政府の見解は占領と日本国の民主化を達成するには日本国政府と日本国民に再審査に関する政策決定を知らせることが必要であるという立場であることを説明した⁽⁶⁸⁾。

アンジェリーノ (オランダ代表) は、アメリカの提案を承認する用意があるが、公表の時期と方法についての決定は極東委員会議長と最高司令官に委ねた方がよいのではないかと述べた⁽⁶⁹⁾。

サンソム (イギリス代表) は、提案の II a については、次のように修正することを条件に賛成した。「合衆国政府は、联合国最高司令官に、FEC-031/41 に含まれている政策決定条項を日本国政府に対し、公式に通告するように指令しなければならない。」また、II b については、削除を求めた。サンソムは、最高司令官はせいぜい日本国における公表につき裁量権を与えられているのであって、極東委員会における代表たちはどこでも公表することができるとの考えを披瀝した⁽⁷⁰⁾。

ヴェシュガー (インド代表) は、II a についてはプリムソルによって提示された修正をすることに賛意を表明。また再審議規定の公表を全面的に最高司令官の裁量にまかせることにしている II b については疑問を提した。ただ、日本国民に知らせるのに適切な時期がくるまで公表を延期したいというマッコイの立場に同意した⁽⁷¹⁾。

ラコステ (フランス代表) は、プリムソルおよびポウルズによってとられた立場を支持し、政策決定を長く秘密にしておくことの不可能性を強調した⁽⁷²⁾。

タン (中国代表) は、極東委員会はいつでも最高司令官に全面的な信頼を表明すべきであるとの基本的考え方を示した⁽⁷³⁾。

このように、各代表の意見が出尽くしたのちに、マッコイ議長によって、次の動議が提出された⁽⁷⁴⁾。

a. 合衆国政府は、連合最高司令官に、FEC-031/41 に含まれている政策決定条項を日本国内閣総理大臣およびその後継者に対し、通告するように公式に要求する。

b. 合衆国政府は、連合最高司令官に対し、この政策決定の公表の時期と方法は引き続き、かつ最高司令官とのさらなる協議に照らして検討すべき事項であることを通知する。

このマッコイ議長の動議に対して、ロドリゲツおよびアンジェリーノは支持を表明したが、ラミシヴェリは、とくにパラグラフ b は自国政府の賛成を得られないであろうと述べ、またプリムソルは、「政策決定条項を日本国内閣総理大臣およびその後継者に対し、通告するように公式に要求する。」では、吉田首相とその後継者以外の誰も知らないことになり、日本国の民主化に貢献しないとして、不満を表明した。また、ポウルズから、パラグラフ II b は公表についての決定を最高司令官と内閣総理大臣にのみ委ねることを意図するものであるとすれば、本来の趣旨に矛盾しているとの発言があった⁽⁷⁵⁾。

こうして、運営委員会で文案が練られることになり、11月26日の第41回運営委員会で、オーストラリア代表から、次の案が示された⁽⁷⁶⁾。

a. FEC-031/41 に含まれている政策決定の条項は、日本国政府に公式に通告されなければならない。

b. 連合最高司令官には、この政策決定の公表の時期および方法がいぜんとして極東委員会によって検討されることを通知されなければならない。

この案は、12月10日の運営委員会の第43回会議において、FEC-031/41の部分をも具体的に示すことで満場一致の支持を受け、また第37回極東委員会(12月12日)でも満場一致の賛成により、最終的に政策決定(『日本国憲

法の再審査に関する政策決定の発表』) とされた⁽⁷⁷⁾。

a. FEC-031/41 (1946年10月17日に採択され、1946年10月28日に連合国最高司令官に送達された〈シリーズ番号62〉、『新しい日本国憲法の再審査のための規定』)に含まれている政策決定条項は、日本国政府に公式に通告されなければならない。

b. 連合国最高司令官には、この政策決定の公表の時期および方法がいぜんとして極東委員会によって検討されることを通知されなければならない。

極東委員会で最終的に決定された12月12日の第37回極東委員会は、いわばオーストラリア代表・プリムソルのひとり舞台の観を呈した⁽⁷⁸⁾。プリムソルは、声明を読み上げ、冒頭、次のように述べた。

「議長、私は、この文書を支持した合衆国政府の決定を非常に歓迎したいと思う。それは、このテーブルを囲んでいるすべての政府の側の妥協であることを示している。いくつかの政府は、日本国で即時かつ完全な発表を望み、最高司令官およびアメリカ政府は、現段階ではいかなる発表もすべきではないとした。いまやわれわれは、妥協に達したが、私が思うに、合衆国はさらに先に踏み出し、しかも非常に寛大であった。なぜならば、合衆国の妥協は、第2パラグラフにもとづき、後日、完全に公表されることになるであろうがゆえに、取消しえないからである。」その後、プリムソルは、これまでのいきさつを延々と述べ、最後に、以下のように結論づけた。

「この再審査文書は、私が思うに、極東委員会によって、ふたつの機能^{二三八}を行使するために企図されたものである。それは、従前の政策—ひとつには日本国に変化をもたらすという政策、ふたつには日本国民にもっともっと独創性を投げかけるという政策—の継続である。われわれは、この政策において、採択された憲法は最終的な文書ではないということ

を日本国民に明らかにする。憲法は、変更を受けることを必要としており、日本国民自身、これらの変更をもたらすことができるのである。変更は、連合国によって命じられるものではなく、日本国民自身によって惹起されるべきものである。それゆえ、議長、われわれは、この政策の公表を政策それ自体とまさに同じくらい重要なものとみなしている。政策は、重要である。日本国民自身がこの政策を知るべきであり、また順を追ってその政策を実行するように奨励されるべきである。しかしながら、最高司令官および合衆国政府は、現段階で実行する用意をしていないので、この段階で両者に圧力をかけるのは野暮というものであろう。したがって、議長の政府（注：アメリカ政府）がこのような態度をとったことは欣快であり、当該文書を支持した議長の決定を歓迎する。」

この政策決定は、さっそく同日、事務総長のジョンソンから国務次官のディーン・アチスンに向けて通知された⁽⁷⁹⁾。けれども、マッカーサー元帥から、この政策決定について、吉田首相に書簡が送付されたのは、年が改まった翌1947年1月3日のことであった⁽⁸⁰⁾。いわく、

昨年の日本国における政治的発展の考慮との関連で、連合国は、その実際の運用から得られた経験に照らし、新憲法を再検討、再審査し、また必要ならば、改正するための機会の完全かつ継続的な自由を日本国民に確保するために、施行後1年ないし2年の間に、日本国民と国会の公式の再審査に服さなければならないことを決定した。加えて、そのときに必要と考えるならば、日本国民は、国民投票その他憲法に関し日本国民の意思を直接に確認するための適切な手続きを求めることができる。換言すれば、将来の日本国の自由の砦として、連合国は、憲法は日本国民の自由かつ熟慮された意思の双方を表明するものであることに将来の疑念があるべきではないと感じる。

これらの継続的な再審査の権利は、もちろん固有のものであるが、にもかかわらず、私は、貴官が既述事項を完全に知る事ができるように

するために、連合国によってとられた立場を貴官に通知する。

ここでは、「極東委員会も、同一期間内に憲法を再審査するであろう。極東委員会は、日本国憲法が日本国民の自由な意思の表現であるかどうかを決定するにあたり、国民投票または憲法に関する日本国民の意見を確認するためのその他の適当な手続きをとることを要求することができる。」の一節は、完全に削除されている。マッカーサーが意図的に省いたものであろうか。

日本国政府は、この頃、新憲法の普及活動におおわらわであった。日本国憲法が公布された11月3日から約1か月後の12月1日、「憲法普及会」が組織された。会長には、衆議院憲法改正案委員会および同小委員会委員長として日本国憲法の成立に多大の貢献をした芦田均氏が就任。副会長には、憲法担当大臣として約1500回もの答弁に立った金森徳次郎氏と貴族院で憲法改正案特別委員小委員会委員長を務めた橋本実斐伯爵が就任した。憲法普及会規程によれば、同会は「新憲法を普及徹底し、これを国民生活の実際に浸透するよう啓発運動を行うこと」を目的としている(同規程1条)。そして、「新憲法の趣旨を明かにし一般国民にこれを理解させる」(「憲法普及会事業概要」)ための事業を積極的に展開した。具体的に、たとえば1947年2月15日から19日まで、中央官庁職員に対し、憲法普及特別講習会が開催され、講師として、横田喜三郎(「戦争放棄」)、金森徳次郎(「主権」)、宮澤俊義(「国会・内閣」)などを配している⁽⁸¹⁾。各都道府県に憲法普及会の支部が結成され、憲法を日本国全土に広めるために一大キャンペーンが展開されていた。この運動は、その後も続き、1950年2月28日の閣議で、「憲法普及国民運動実施要領」が決定されている。

総司令部もこのキャンペーンに協力推進策を打ち出しており、マッカーサーは、できれば総選挙前に各有権者に憲法が入手できるようにすることを望んでいた。また民間情報教育局では、4月からの新年度に合わせ、小学校教育に組み入れる計画を展開した。なぜならば、明日の日本を民主的

実践を発展させるのは、子どもたちだからである⁽⁸²⁾。このような最中に憲法の再審査を国民に告げることは憚られたことであろう。

日本国民に「再審査」のための政策決定が極東委員会によって公表されたのは、決定から5か月余を経た1947年3月27日のことである。日本の各紙で報道されたのは、3月30日のことであった。いずれも、第1面でトップ扱いとされている。「新憲法 国民投票に問う 1年後2年以内に実施か 極東委員会の政策決議⁽⁸³⁾」、「新憲法を再検討 国民投票の実施も考慮 極東委員会マ元帥への通告⁽⁸⁴⁾」、「新憲法の批判 実施の後に国民投票 極東委員会・マ元帥に指令⁽⁸⁵⁾」といった見出しがつけられている。

毎日新聞によれば、極東委員会は、政策決定の内容について、次のように説明している。「今回の決定によつて日本国民は憲法実施後更に憲法についての意思表示を求められるわけであつて極東委員会は日本憲法が日本国民の自由な意思を反映したものであるかどうかを決定するため国民投票その他国民の意思を問う適当な方法を要求することになるかも知れない。」

この説明のとおり、憲法施行後、「日本国民の自由な意思を反映したものであるかどうかを決定するため国民投票その他国民の意思を問う適当な方法」がとられていれば、こんにちの憲法論議はずいぶん変わったものになっていたであろう。いずれにせよ、国民に「再審査」の機会を与えた政策決定の公表が、数か月間、「封印」されていたという事実は、記憶されるべきである。

20 憲法の再審査の終了

二
三
五 以上、詳述してきたように、日本国憲法は、最大限、2年間というもの、
いわば“保護観察期間”と設定されていたわけである。

憲法再審査のための動きが最初に出てきたのは、1948年6月20日のことであった。同日、鈴木義男法務庁総裁が、衆議院議長の松岡駒吉に対して、憲法改正の要否を調査してもらいたいと申し入れ⁽⁸⁶⁾、また8月に入る

と、同法務総裁は、12月からの通常国会で憲法改正の審議をしてほしいとの談話を発表した⁽⁸⁷⁾。いわく、「憲法改正問題については総司令部から指令があつたので、すでに衆、参両院議長にその旨を伝え憲法改正委員の人選を依頼してある。国会側ではまだ乗り気でないようだ、しかし12月からの通常国会には是非憲法改正の審議ができるようにして貰いたいと思つている。改正案は政府提出となるか、国会側提案となるか、或は両者の合同でやるか決定していない。……今度の改正は主として技術的な面で根本問題には触れることはなからう、例えば第89条の公金を宗教、慈善、教育、博愛の諸団体の事業に支出してはならないとなつているのを私立学校には支出できるようにしたい、また大臣の名称を長官とか、部長とかに改めたい、……」。

これを受けて、松岡衆議院議長は、8月11日に松平参議院議長と会見、第3国会までに『憲法改正研究会』をつくり、両院の憲法問題に明るい議員約20名を委員に委嘱し、両院議長および法務総裁を加え、協議のうえ、一応の試案を得たのち正式の憲法改正特別委員会を設置し、各界の識者による公聴会、憲法調査などを参考として、憲法改正案立案の準備を進めることになった⁽⁸⁸⁾。

しかしながら、政局の激変は、憲法改正特別委員会の設置を許さなかった。同年6月の昭和電工事件は、政・財・官界そして総司令部をも巻き込んだ一大疑獄・政争事件にまで発展、ついに10月7日、芦田内閣の総辞職をもたらした。同月19日には第二次吉田内閣が誕生したものの、翌49年1月に総選挙が実施され、2月16日、第三次吉田内閣が発足した。

このような激しい政治的展開と、世論の強い憲法改正支持がなかったということもあって、結局、憲法改正特別委員会の設置は、立ち消えになった。4月20日、松平参議院議長は、「政局の混乱とそれに続く総選挙で、(憲法改正委員会の設置は)立ち消えの形になつており参議院の各派にも直ちに憲法を改正せよという意向はないように聞いている。」と語り、おなじく幣原衆議院議長も、「松岡前衆議院議長からも全然申受けをしていない、

衆議院各党派の動きも全く関知しない、総司令部からも指示をうけていない。」との談話を発表した⁽⁸⁹⁾。

政府自身も、この時期、憲法改正の意図を完全に失っており、同日、吉田首相は、衆議院外務委員会の席上、次のように発言した⁽⁹⁰⁾。

「極東委員会の決議は直接には私は存じません。承知しておりませんが、政府においては、憲法改正の意思は目下のところ持つておりません。それから芦田内閣において憲法改正の議があつたとすれば、これも私は持つておりません。」

このように、吉田内閣として、憲法改正の意思をもっていないことを明言したわけであるが、みづから新憲法をてがけた首相が、わずか2年でその改正を打ち出すことは、矛盾を露呈することになったともいえよう。かくして、日本国の側では、2年以内の憲法見直しには、幕が降ろされることになった。

アメリカにあって、極東委員会議長たる同国代表のマッコイは、1948年10月24日に国務次官ソルツマン(Charles E. Saltzman)に対して注意を喚起し、日本国憲法再審査のための研究を始めたほうがよいのではないかと勧告した⁽⁹¹⁾。

ブレイクスリーによれば、この示唆に従って、日本国憲法の再審査について研究した結果、国務省は、同年12月3日、マッコイ議長に宛てて、次のごとき覚え書きを送った。これは同時に再審査に関する合衆国の指令と立場を述べたものであった⁽⁹²⁾。

「極東委員会による日本国憲法の再審査に関連して、合衆国委員は、以下の確固たる立場をとることが許される。(a) 極東委員会は、できるかぎり目立つことなく、かつ最小限の討論でもって、迅速に憲法を再審査すべきこと、(b) 極東委員会は、同委員会の側で、さらに進んだ調査や行動(国民投票や日本国民の世論を決定する他の手続きを求めるような)をとることなくして、憲法が同委員会の権限内にあるすべての要件に合致していることを決定すべきであること。

合衆国委員は、なかんづく以下の諸点を指摘することによって、その立場を支持することが許される。

1) 合衆国政府は、極東委員会が日本国憲法はポツダム宣言その他の管理文書の条項を充足していると確信することができるようにするために、FEC-031/40 文書の条項にもとづき、極東委員会による日本国憲法のこの再審査を歓迎する。合衆国政府は、当該再審査が迅速に、かつ不当な公的注意を引くことなしに、なされることが可能であり、またなされるべきであると考える。

2) 合衆国政府は、ポツダム宣言に描かれているような平和的傾向を有し、かつ責任ある政府の確立が思想、行動および組織の面における日本国民の慣習に変革を求めてきたこと、ならびに日本国民に自由にこの変革と同化する機会を与えることがいまや重要であるむねを指摘することを望む。新しい政府の基本的基底に対して外国が改正を加えることは、不安定を生み出すだけであり、また同化の過程を遅らせ得ることになろう。日本国民は、憲法を自分たち自身のものであるとみなすように奨励されるべきであり、この感情をすこしでも減少させることは、厳に避けられるべきである。現時点で、極東委員会による憲法改正の要求、あるいは日本国民の自由に表明された意思を傷つけるような外国による変更の示唆もしくは不必要いかなる処置も、日本国民の目には、憲法の根本的有効性を深刻に損なうことになろう。

3) 合衆国政府は、みずからの側で憲法を注意深く検討し、憲法がポツダム宣言その他の管理文書の条項を充たしているのものであると思慮する。

4) 合衆国政府は、改正が望ましく、または必要であるときには、憲法を改正するのは日本国民の責任であると思慮する。

5) したがって、合衆国は、極東委員会が現時点で日本国憲法の改正を提案したり、憲法に関し日本国民の世論を確認するために国民投票を要求したり、あるいはこれに類似するその他の行動をとることは、好ましくないと考える。合衆国は、極東委員会が日本国憲法は極東委員会の権限内に

あるすべての要件に合致していることを迅速に決定すべきであると考え
る。

6) 合衆国政府は、この案件について他の委員の見解を喜んで聞くであ
らう。」

極東委員会では、12月2日、第3委員会第53回会議において、オースト
ラリア代表のバロック (H. W. Bullock) から、再審査のために最高司令官
と協議することが提案された⁽⁹³⁾。同代表は、日本の国会のなかに憲法再審
査のための委員会が設置されたが、極東委員会自体としても、日本国憲法
を検討すべき義務があり、その義務はのろのろしたものであってはならない
というのが、オーストラリアの立場であることを表明し、いまや憲法が
実際にポツダム宣言その他の管理文書の条件を充たしているかどうか、ま
た日本国民の自由な意思を表明しているかどうかを極東委員会が決定する
ための機会にいたっているとの文書を提出した。

これに対して、アメリカ代表のスノー (C. E. Snow) は、アメリカ政府と
しては日本国が民主的、平和的傾向をもち、かつ責任政府の樹立へと変革
していくことを希望しており、日本国民がこれらの変革に自由に同化する
ことが大切なのであって、他国政府による改正の要求は日本国内に不安定
を生み出すだけであり、同化の過程を妨害することにならうと述べた。ま
た、もし再審査がなされるとしても、できるかぎり日本国民に気づかれな
いように慎重にすべきことを主張した。さらに、アメリカ政府が日本国憲
法を注意深く検討した結果、ポツダム宣言その他の管理文書の条件を充足
しており、日本国憲法を改正するかどうかは日本国民自身の責任であつ
て、現段階で極東委員会が憲法改正を提案したり、日本国民に国民投票を
求めるべきではないことを強調し、最高司令官と協議することに反対はし
ないけれども、時期尚早であるとの考えを明らかにした⁽⁹⁴⁾。

このアメリカ代表の意見表明は、12月2日のことであるが、前記12月3
日づけの國務省の覚え書きに依拠していることは間違いない。すでに情報
が提供されていたものと思われる。

その後、同委員会でニュージーランド代表のコーナー (F. Corner) やオランダ代表のジョブシス (G. J. Jobsis) らは、日本国憲法の再審査は極東委員会の義務であると主張し、結局、次の文章が作成された⁽⁹⁵⁾。

極東委員会は、FEC-031/41 に定められているところに従い、日本国憲法の再審査に着手した。極東委員会は、憲法が実際にどのように運用されているかということについて、最高司令官がその再審査において極東委員会に役立つことになるかもしれないと信じるいかなる情報をも歓迎するであろう。極東委員会はまた、日本国民の世論および日本国民が設置したとされる再審査機関の経過についてのいかなる情報をも歓迎するであろう。

この文書について、その後、何度かの討議が重ねられ⁽⁹⁶⁾、最終的に、1949年1月13日の極東委員会第137回会議において、次のような文書になった⁽⁹⁷⁾。

極東委員会は、新しい日本国憲法の再審査のための規定、すなわち FEC-031/41 に定められているところに従い、日本国憲法の再審査を開始した。極東委員会は、最高司令官がその再審査において極東委員会に役立つことになるかもしれないと信じるいかなる情報、および最高司令官がなしたいと望むいかなるコメントをも歓迎するであろう。

両者を比較すれば、後者は、日本国民の世論や日本で設置された再審査機関に言及するのをやめて、むしろ最高司令官のコメントに重きをおいたことが理解できる。

この協議声明に対するマッカーサー元帥の回答が1月27日、極東委員会のメンバーに回付された⁽⁹⁸⁾。以下に全訳する。

私は、日本国憲法の再審査について私のコメントを求めた貴官の思慮深い配慮に深甚の感謝を申しあげる。貴官とともに、私は、ポツダム宣言の要求のみならず、平和的な日本社会の幸福な状態をも満足せしめている憲法の出現は連合国の政策目的に合致し、日本国の成功した新たな方向づけという門(アーチ)にとってのかなめ石であると長く認識してきた。FEC-031/41 文書を受領したことにもとづき、私は、公式に同文書を日本国政府に通知し、それ以来、再審査にあたりとられるべき手続きにつき、この総司令部と日本国の執行府および立法府の高官との間で何回もの協議を重ねてきた。われわれは、この問題を研究するために、国会の合同委員会が任命されるべきことを促した。しかしながら、この勧告にもかかわらず、日本国民は、当該文書を強制的に日本国民の再審査の手段に付する前に、もっと多くの時間をかけるべきとの見解に固執して、現時点で修正を真剣に検討することに強い拒絶を示している。

総じて、憲法の諸規定は、うまく作用してきている。憲法典は、日本国民のすべての家庭に配布され、その内容と意味について国民を教育するために、日本国民自身によって、多くのことがなされてきており、憲法典は、しだいに国民固有の誇りの源泉となつてきている。統治機構の三部門すべての公務員は、その指導のためにますます憲法に向きを転じている。さまざまな規定の適切な解釈をめぐって国会の両院および公共の報道機関の両方において、多くの健康な討論がなされている。また法律の合憲性が最高裁判所に申し立てられているので、最高裁判所をそのような解釈の最終判定者として認識することが堅固に確立されつつある。憲法は、いまやその構成において連合国の援助に所与の思想や表現をほとんどあるいはまったくない固有の所産として、あまねく承認されてきている。日本国民は、もし当該問題が国民の行動に付託されるとすれば、実際に一致して憲法を変えないまま保持するために投票することにいささかの疑問も存在しない。私の意見では、憲法がポツダム宣言その他占領を管理している政策の精神と内容に細部にわたり合致している

ことについてなんらの疑問は存在しない。

より高度な完成を目指しての進展が、さまざまな規定において可能であることには疑問の余地がないところ、そのような目的に対する連合国のいかなる干渉も、憲法典について一般に承認されている性格を、せっかくいま好ましいスタートを切ったにもかかわらず、不利益な程度へと変えてしまうだけであると、私は信じる。これは、私とともにこの問題を議論した東京在住のすべての外交団の長によって、私に非公式に与えられた見解と一致する。

私の勧告が望まれるとすれば、現時点で憲法改正に対する見解をもって、憲法の再審査を日本国民に強制するためのいかなる行動も、連合国によってとられるべきではないということである。憲法は、その規定にもとづき、いつでも日本国民によって改正されるのであるから、それによって失うものは何もない。日本国民は、憲法を完全に受け入れ、その高い原理に献身しているようであり、かつ憲法の枠内でうまく活動している。

このなかでマッカーサー元帥が力説したかったことは、ただ一つ「憲法の再審査を日本国民に強制するためのいかなる行動も、連合国によってとられるべきではないということである。」

この時期、極東委員会内部では、施行の緒についたばかりの日本国憲法について、いくつかの国から、疑問ないし修正提案がなされていた。

まず、2月21日の第3委員会第57回会議において、イギリス代表から、外国人の地位について、疑義が提起された⁽⁹⁹⁾。すなわち、1946年7月2日の政策決定『新しい日本国憲法のための基本原則』(FEC-031/19)では、二三八「すべての日本国民および日本の管轄内にいるすべての人に対する基本的市民権の保障」がうたわれている、しかるに日本国憲法の「国民の権利及び義務」と題する第3章には「国民」(people)、「何人も」(every person または no person) などの表現がもちいられており、国家賠償法の起草に際して、

外国人は「国民」にも「何人も」のなかにも入らないと解釈されていることが明らかになった。このような態度は、『新しい日本国憲法のための基本原則』の定めと矛盾しているというものであった⁽¹⁰⁰⁾。

また、オーストラリア代表は、第3委員会第58回会議(2月28日)で、日本国憲法を以下のように修正することを提案した⁽¹⁰¹⁾。

(1) 3条に次の文を加える。

「天皇は、この憲法により、みずから行う権能を有し、その行為を行うことにつき、内閣が助言と承認を与えた場合には、当該行為を行う義務を有する。」

(2) 59 A 条として、次の文章をあらたに加える。

「いかなる財政法案も、内閣の許諾がなければ、いずれかの院に提出してはならない。」

(3) 79 条 2 項を削除する⁽¹⁰²⁾。

(4) 79 条 6 項を削除し、次の条項に代えるものとする。

「最高裁判所の裁判官は、定期に国会の定める報酬を受ける。この報酬は、職についている間、減額されることはない。」

(5) 81 条中、「権限」(with powers)を「唯一の権限」(with sole power)に代える。

(6) 96 条中、「(各議院の総議員の) 3 分の 2 以上の賛成」を削除し、「投票の過半数」の文言を挿入する⁽¹⁰³⁾。

さらに、中国代表は、3月25日に開かれた第3委員会第62回会議の席上、次の8つの疑問を呈した⁽¹⁰⁴⁾。

(1) 天皇は、国会を解散することができるか。

(2) 憲法 28 条の「勤労者」という語の意図している意味は何か。

(3) 国会は、地方公共団体によって制定された条例を廃止する権限が与えられるべきか。

(4) 衆議院における内閣総理大臣の指名のための時間的限界および特別の投票手続きが設定されるべきか。

- (5) 天皇は、退位することができるか。
- (6) 二院制は、憲法上、必要か。
- (7) 憲法 43 条にもちいられている「全国民の代表者」の意味は何か。
- (8) 国民は、憲法改正を発議することが許されるべきか（憲法 96 条）⁽¹⁰⁵⁾。

極東委員会で、このような議論がなされているなか、連合国最高司令官から、最後通牒というべき見解が届けられた。以下に、3月21日の第3委員会第61回会議に回付された最高司令官の見解を全訳する⁽¹⁰⁶⁾。

憲法の再審査に関する極東委員会の政策要求は、日本国政府によって事実上履行されているというのが連合国最高司令官の見解である。日本国民は、もし現時点で公式に憲法の妥当性や変更の必要性について問題を蒸し返したりすれば、憲法に対する日本国民の信用を傷つけることになるだろうと感じている。国会および政府における日本の指導者たちは、現時点で憲法を日本で公式に再審査することはほとんどこの2年間でようやく獲得した憲法の安定性を完全にひっくり返してしまうだろうと考えている。憲法は、公的、私的生活のすべての部門の日本国民によって、ならびに国会および政府におけるかれらの指導者によって、たえず調査されてきた。日本国民は、まさに憲法自体の文言によって、憲法は国会の3分の2と有権者の承認によって公式に改正が可能であることを認識している。

これまでのくり返しといえるが、たしかにこの時期、日本国政府や国会のなかに日本国憲法の作成に尽力した人びとの間に、船出したばかりの日本国憲法を改正しようという意図を持ち合わせている人びとは、ほとんど
二
三
六
いなかった。

私(西)がケーディスから聞いたところによれば、ケーディスが日本国の関係者に憲法改正の可能性を尋ねたところ、「異口同音に、もう憲法はこりごりだ、いじるつもりはないと答えた」という⁽¹⁰⁷⁾。

事実、憲法担当大臣として約 1500 回もの答弁に立った金森徳次郎は、毎日新聞紙上で、憲法改正の論点とされた戦争放棄、天皇制、二院制、内閣更迭などのいずれについても、改正の必要のないことを力説している⁽¹⁰⁸⁾。おそらく日本国憲法の作成に多大の精力を集中した当事者として、苦勞の末に何とか仕上げたという自尊心とさらに再度改正に注がなければならないエネルギーを考えたら、消極的になるのは、ある意味で当然といえる。

むしろ、日本国憲法制定直後、その早期改正を主張したのは、日本社会党であり、東大の憲法学者らであった。

たとえば、日本社会党は、日本国憲法公布記念号というべき 1946 年 11 月 6 日づけの機関紙『社会新聞』に衆議院憲法改正小委員会委員として大活躍した原彪議員は、「われわれは社会主義の理想を憲法に謳ふことを主張したのであつた。それはできなかつたとはいへ、民主主義の道はそれへの接近を可能にした。さらに近い将来には、勤労階級の窮乏からの自由を即ち社会主義的理想を、実現しなければならない。」と述べている。また、同議員は、日本国憲法施行記念というべき 47 年 5 月号の同党中央機関誌『社会思潮』に「新憲法の発足」と題する論稿を寄せ、次のように書き記している。

「今回の憲法改正は、大体民主主義的な進歩的な憲法として、われわれはこれを大いに礼賛するものであるが、しかし決して完璧なものとは残念ながら言い得ない。

それは、憲法改正の当時において、われわれ社会党が、政府原案に対して幾多の修正を行つたが、なほ二、三の点においてわれわれの主張が容れられなかつた事実を顧みるとき、これが完成を更に後日に期しているところである。」

二二五

さらに、同じく衆議院憲法改正小委員会委員として奮迅の活躍をした森戸辰男議員は、中央討論社『中央討論』創刊号(1947 年 9 月)において、「日本社会党のイデオロギーとその方向性」というタイトルの論稿において、次のように執筆している。

「かやうにしてわが党は新憲法によつてわれわれの獲得した民主主義の最大限度の実現に努めるとともに、新憲法が民主主義の徹底、わけても経済的基本人権の規定においていまだ不十分であることを国民に訴え、適当な時期を捉えてこれが改正を図るべきである。」

1949年4月号の『法律時報』には、丸山真男、辻清明、鶴飼信成といった東大教授らは、「憲法改正意見」を発表、「天皇制を廃止し、共和制にすること」などを訴えている。また、東京大学憲法研究会（石井照久、石川吉右衛門、雄川一郎、田中二郎、平野竜一氏ら）の名において、『法学協会雑誌』第67巻第1号（1949年6月）で「憲法改正の諸問題」を発表した。同論稿で、行政法の田中二郎教授は、次のように論述している。「明治憲法は努めて簡潔な表現を期したのに対して、日本国憲法はだらだらと文学的・翻訳調の表現を用いており、全体に通じて冗長の嫌がある点はしばらく別問題として、必ずしも十分の反省なく、同じ字句を異った意味に用い、異った表現をしながら同じ意味をもたしめようとしているような例も少くない。」

なお、日本共産党は、現行憲法の制定時、最後まで絶対反対を主張した唯一の政党であり、同党が1946年6月に発表した『日本人民共和国憲法(草案)』は、現在でもあたためられている⁽¹⁰⁹⁾。

このように、現在、護憲ないし憲法改悪阻止を主張している政党が、実は強く憲法改正を主張していたのである。それに対して当初、政府や保守政党が憲法改正に乗り気でなかったのだから、歴史の皮肉な現象というべきであろう。

さて、極東委員会においては、第139回運営委員会（5月3日）で、以下の三つに限定して、連合国最高司令官に対し、疑義のあるむね送付することを決定した⁽¹¹⁰⁾。

(1) 憲法のもとにおける外国人の地位について 賛成8（オーストラリア、カナダ、中国、フランス、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、イギリス）、反対0、棄権3（インド、ソ連、アメリカ）。

(2) 憲法における最高裁判所の権限について 賛成 5 (オーストラリア、カナダ、中国、フランス、ニュージーランド)、反対 1 (アメリカ)、棄権 5 (インド、オランダ、フィリピン、ソ連、イギリス)。

(3) 衆議院の解散について 賛成 5 (オーストラリア、カナダ、中国、フランス、イギリス)、反対 0、棄権 6 (インド、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、ソ連、アメリカ)。

この運営委員会の決定は、5月5日の極東委員会第152回会議でも採択され⁽¹¹¹⁾、5月12日、統合参謀本部より連合国最高司令官宛て、伝達された⁽¹¹²⁾。

しかし、この伝達がマッカーサーによってどのように扱われたか、確たる資料が公表されていない。おそらくそれほど重要視されなかったであろう。なぜならば、マッカーサーは、すでに1949年5月3日、第2回憲法記念日に際して、日本国民に向けて次のような祝辞を寄せているからである⁽¹¹³⁾。

「本日は、新生日本国誕生の二周年目にあたる。一日本国民は、戦争の暴虐後の困窮のなかで、個人の自由、平等の機会、および人間の尊厳を優先させる考え方を通じて、政治的安定と社会的発展を求めて、新生日本を構想した。

この2年間は、実り多き年月であった。国民諸君は、新しく、かつ啓蒙的な憲法の定めているところを漸進的に理解し、またその定めているところに従って生活するようになってきた。国民諸君の基本法が書き直され、公的な諸制度が作り直された。……」

このように、日本国憲法の成果を強調した。みずからの意思が最大限に注入されている日本国憲法を2年という短い期間に見直すという考えがマッカーサーの頭のなかにいささかも存しなかったことは、容易に推測できるところである。

このマッカーサーの発言に対して、極東委員会からはとくに強い反発がみられず、そのまま黙認したような形になった。こうして、1946-47年に

は、極東委員会のなかに日本国憲法の再審議は絶対に必要であるとして高揚していた雰囲気も、1948-49年には、かなり熱気が冷めていたことが理解できる。

なお、日本国憲法2周年記念のその日に、総司令部民政局次長として、日本国憲法の作成に深く関与してきたチャールズ・L. ケーディスが、辞表を提出した。ケーディスがこの日を選んだのは、「感傷的な理由」(sentimental reasons)からだという⁽¹¹⁴⁾。日本国憲法は、ここによくやく2年間の“保護観察”から解放され、一人歩きをはじめるといったのであるが、その日に保護観察官ともいうべきケーディスがその地位を去ったのは、象徴的な出来事といえよう。

21 おわりに

極東委員会が日本国憲法の成立過程にいかなる役割を演じたのか。以下の三点にしぼり、簡潔に総括しておきたい。(1) 日本国憲法の成立過程において、極東委員会をどのように位置づけることができるか。(2) 極東委員会は、日本国憲法の作成にいかなる影響を与えたのか。(3) その限界はどこにあったのか。

まず第一に、極東委員会は、「日本国が降伏条項にもとづきその義務を履行することにつき、準拠しなければならない政策、原則、および基準を作成すること」を主任務とし、「日本国の憲法構造における根本的変革を処理するいかなる指令も、極東委員会の協議を経、かつその合意に達すること」(極東委員会付託条項)とされていた。

それゆえ、大日本帝国憲法を改正し、日本国憲法を作成するには、かな
三二二
 らず極東委員会の協議と合意を必要とした。マッカーサー元帥は、当然に
 この条項に従わなければならない、極東委員会を「目の上のこぶ」と感じた。
 マッカーサーは日本国憲法成立過程のあらゆる局面で極東委員会の動向に
 最大限の注意をはらった。その意味で、極東委員会は、十分に重石の役割

を果たしたといえる。

しかしながら、マッカーサーは、みずからの裁量とされる政策の「執行」権を最大限に活用し、政策の「作成」と思われる部分にまで関与した。政策の「執行」と「作成」の範囲をめぐる、何度も確執のあったことは、上述してきたとおりである。

マッカーサーの最大の強みは、極東委員会が発足する前に総司令部案を作成し、同案をもとに日本国憲法案の要綱ができあがっていたことである。また日本国政府を通じ、帝国議会の審議をコントロールすることができた。これに対し、極東委員会の最大の弱点は、すでにマッカーサー主導の日本国憲法案ができあがっていた時点からその活動を開始したことである。それゆえ、せいぜいで日本国憲法案は、マッカーサーが作成したものであり、ポツダム宣言の定める「日本国民の自由に表示する意思」に従ったものでないと抗議し得たにすぎなかった。しかし、この主張も、逆に、マッカーサーから極東委員会が干渉すること自体が、「日本国民の自由に表示する意思」を損なうものであるとの反撃を受けた。

また、極東委員会は、形式的には日本国憲法の作成過程に「原則や基準」を設定することにより、関与できる権能を有していたが、11 개국全部の合意を得るのは、容易でなかった。また連合軍最高司令官(マッカーサー元帥)を通じてあらゆることを実施しなければならず、そのもどかしさは、いかんともしがたかった。しかも、連合軍最高司令官と緊密に連絡をはかるべく幕僚の派遣要請をしたが、マッカーサーによって拒否され、意思が十分に通じないことがすくなくあつた。こうして、実際には、極東委員会付託条項の規定を活かしきれなかったといえよう。

二二二
二二一
第二に、極東委員会は、日本国憲法の作成にどれほどの影響を与えたか。具体的に極東委員会の政策決定中、いかなる規定が日本国憲法のなかに取り入れられたらうか。この点に関する基本資料は、7月2日の政策決定『新しい日本国憲法のための基本原則』(FEC-031/19)である。ここにおいて、極東委員会として、はじめて日本国憲法に導入すべき項目を確定した。

しかし、この『基本原則』は、1946年1月11日にアメリカ本国から合衆国太平洋陸軍最高司令官（マッカーサー元帥）に向けて発せられた『日本の統治体制の変革』（SWNCC-228 文書）とほぼおなじ内容であった。それゆえ、その大半は、すでに日本国憲法案のなかに取りこまれていた。

極東委員会が『基本原則』のなかにあるにもかかわらず、日本国憲法案にないものとして問題視したのは、①内閣総理大臣を含む国務大臣の過半数が国会議員のなかから選任されなければならない、②成人による普通選挙が保障されなければならない、③主権が国民に存する、という点が明記されていないことであった。極東委員会は、当然にこれらの条項の導入を強く迫った。マッカーサーは、それに応諾したことにより、極東委員会の不満は一応おさまったが、注目されるのは、国民主権の導入過程である。

日本側は、「主権」という語の挿入に難色を示し、憲法担当大臣・金森徳次郎は辞職さえほめかした。民政局長・ホイットニーや同次長・ケーディスらの努力により、なんとか落ち着いたが、その背後には、極東委員会の影があったことがうかがわれる。

総司令部と日本国側の消極姿勢にもかかわらず、極東委員会の導入意向が唯一、実現したのが、文民条項である。文民条項は、上記『日本の統治体制の変革』文書のなかにあったが、総司令部案には入れられていなかった。したがって、日本国政府が提出した『帝国憲法改正草案』には、同条項は存在しなかった。極東委員会は、前記7月2日の政策決定において、文民条項を日本国憲法案に入れるべき条項にあげ、8月19日、この政策決定を受けて、マッカーサー元帥が吉田首相に対し、文民条項の導入を求めた。日本国政府は、9条により、同条項の不必要性を説明したところ、総司令部側は了解し、ここで一件落着したものと思われていた。ところが、衆議院での芦田修正通過により、局面は一変し、極東委員会は文民条項の導入に固執した。その背景として、同委員会が、憲法の解釈上、自衛のためであれば、軍隊をもちうると判断し、その歯止めとして、絶対に文民条項が必要であると考えたことは、詳述したところである。それゆえ、文民

条項の導入こそが、極東委員会の最大の成果であるといえる。にもかかわらず、この点に関するわが国の憲法学者の関心は、いたって低い。異常といえるのではなからうか。

第三に、限界について。ここにいう「限界」とは総司令部案を基礎にして作成された帝国憲法改正案に対して、極東委員会はその基本にかかわる修正をなし得たかという意味である。もともと極東委員会の活動が日本国憲法案が作成されたあとに始まり、同案の作成に極東委員会の中心国・アメリカが深くかかわっているかぎり、限界は見えていたといつてよい。本質的な変更は、当然にアメリカの抵抗に合うことは明白だったからである。

そのような限界のなかで、参加国は、日本国憲法案を深く分析し、その欠陥ないし問題点を鋭く衝いている。たとえば、「日本国民の自由に表明された意思に従う」ことを要求しているポツダム宣言に忠実であろうとするならば、憲法草案を国民投票に付すべしとする極東委員会参加諸国の見解の方が筋が通っていたというべきである。このような筋論が通らなかつたとはいえ、極東委員会で熱心に論じられた諸点—日本国憲法は完全にアメリカ製であり、日本国民の意思が十分に反映されていないのではないか、立法過程や内閣総理大臣の選任過程において参議院に不平等な権限を与えているのではないか等—は、今後の日本国憲法論議に裨益するところ大であると思われる。そのような真摯な議論を通じて、いくつかの点で現行憲法の問題点が浮き彫りにされた。むしろそこに意義を見出すことが可能である。

ともあれ、日本国憲法の成立過程との関係において、極東委員会のなか
二
九
でいかなる議論がなされていたのか。発表論稿があまりないということも
あり、本稿における考究に限界があったと思われるが、この分野における
研究の一資料になれば、幸甚である。

(1) *FEC-087/5, 19 September 1946.*

- (2) *FEC-087/6, 20 September 1946.*
- (3) 帝国憲法改正案 68 条「内閣総理大臣は、國務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。」
 同 69 条「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。」
- (4) 『國務大臣の選任に関する件』(21、8、19 終連、政、政) 外務省文書(極秘)。
- (5) *Minutes of Committee No. 3, 35th Meeting, 19 September 1946.*
- (6) *Minutes of Committee No. 7, 14th Meeting, 26 September 1946.*
- (7) *Transcript of 27th FEC Meeting, September 21 1946.*
- (8) *Ibid.*
- (9) *Incoming Message From: Wash (Asst Sec War Petersen) Nr: W 81154, Dtd 22 Sep, 1946.*
- (10) とりあえず拙著『日本国憲法の誕生を検証する』(学陽書房、1986 年) 103 頁以下、『よくわかる平成憲法講座』(TBS プリタニカ、1995 年)71 頁以下、『日本国憲法はこうして生まれた』(中公文庫、2000 年)366 頁以下参照。
- (11) 古関彰一『新憲法の誕生』(中央公論社、1989 年) 254 頁。
- (12) 拙著『日本国憲法の誕生を検証する』(学陽書房、1986 年)123-124 頁、Osamu Nishi, *The Constitution and the National Defense Law System in Japan*, Seibundo, 1987, p. 84, Osamu Nishi, *Ten Days Inside General Headquarters (GHQ)*, 1989, p. 49.
- (13) ケーディスから、このようなことを直接に聴いたとして、活字に残っているものは、田中英夫『憲法制定過程覚え書き』(1979 年、有斐閣)101 頁、江藤淳責任編集(インタビュアー・小森義久)『憲法制定経過』(講談社、1982 年) 26 頁、『This is 読売』(1994 年 9 月号、インタビュアー・中野邦観、高浜賛)、鈴木昭典『(インタビュアー・五百旗頭真、鈴木昭典)』『日本国憲法を産んだ密室の 9 日間』(創元社、1995 年)125 頁などがあり、ケーディス自身、日本の新聞、テレビのインタビューに応じ、何度も発言している。なお、ケーディスの論文として、みよ。The American Role in Revising Japan's Imperial Constitution, *Political Science Quarterly, Summer 1989, Vol. 104, No. 2, p. 236.* 不思議なことに、憲法学者の多くは、みずからの憲法書にこのことを記述していない。
- (14) Theodore McNelly, *The Origins of Japan's Democratic Constitution*, University Press of America, 2000, p. 126.
- (15) 佐々木高雄『戦争放棄条項の成立経緯』(成文堂、1997 年)376-377 頁。

近年、シビリアン条項を芦田修正との関係で捉える見方が多くなってきている。たとえば、衆議院憲法調査会における村田晃嗣参考人(2000年3月9日)、北岡伸一参考人(2000年4月6日)、五百旗部真参考人(2000年4月20日)。ただし、ここでも憲法学者の何人かは参考人としての意見を述べているが、なぜか文民条項導入の要請に関する極東委員会での審議状況がふれられていない。

- (16) 『サンケイ』新聞、1986年6月15日づけ。
- (17) *FEC-087/8, 25 September 1946.*
- (18) *Transcript of 28th FEC Meeting, September 25 1946.*
- (19) *FEC-087/9, 2 October 1946.*
- (20) *Activities of the Far Eastern Commission, Report by the Secretary General, February 26, 1946-July 10, 1947, United States Government Printing Office, Washington D. C.: 1947, p. 15.*
- (21) *Minutes of 16th FEC Meeting, 20 June 1946.*
- (22) *C3-005/3, 20 June 1946.*
- (23) *Transcript of SC, 19th Meeting, 25 June 1946.*
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*
- (26) *FEC-031/15, 26 June 1946. Enclosure "B".*
- (27) *Minutes of 17th FEC Meeting, 27 June 1946.*
- (28) *Minutes of Committee No. 3, 18th Meeting, 28 June 1946.*
- (29) *FEC-031/20, 28 June 1946.*
- (30) *Minutes of 18th FEC Meeting, 2 July 1946.*
- (31) *Minutes of Committee No. 3, 19th Meeting, 5 July 1946.* この文書では、再審査期間は「1年以上3年以内」になっている。
- (32) *Minutes of SC, 20th Meeting, 9 July 1946.* この文書では、再審査期間は「1年以上2年以内」になっている。
- (33) *Minutes of 20th FEC Meeting, 18 July 1946.*
- (34) *Minutes of 23rd FEC Meeting, 16 August 1946.* ソ連提案のもので、「新しい日本国憲法を承認するための極東委員会の権威に関するアメリカ合衆国の政策について」(FEC-031/35)にもかかわる。
- (35) *Minutes of Committee No. 3, 30th Meeting, 15 August 1946, & Minutes of Committee No. 3, 31st Meeting, 19 August 1946.*
- (36) *Minutes of 24th FEC Meeting, 28 August 1946.*
- (37) *Minutes of 25th FEC Meeting, 12 September 1946.*
- (38) *FEC-031/39, 25 September 1946.*

- (39) ヒュー・ポートン『連合国占領下の日本』(憲資・総第 29 号) 67 頁。
- (40) *FEC-031/40, 15 October 1946*. 後述の *FEC-031/41* (Enclosure “A”) と同一文であり、極東委員会での引用も、10 月 17 日の文書を *FEC-031/40* としたり、*FEC-031/41* としたりしている。
- (41) ヒュー・ポートン、前掲書、67 頁。
- (42) *Minutes of 30th FEC Meeting, 17 October 1946*.
- (43) *Ibid.*
- (44) *FEC-031/40, 15 October 1946*.
- (45) *FEC-031/41, 23 October 1946 (Enclosure “B”)*.
- (46) *FEC-031/43, 28 October 1946 (Serial No. 62)*.
- (47) *Minutes of 32nd FEC Meeting, 31 October 1946*.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*
- (52) *FEC-031/42, 1 November 1946 (Provisions of the Review of a New Japanese Constitution: Reply of the Supreme Commander for the Allied Powers to Consultation)*.
- (53) *Minutes of 33rd FEC Meeting, 1 November 1946*.
- (54) *Ibid.*
- (55) *Ibid.*
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*
- (59) *Ibid.*
- (60) *Minutes of Committee No. 3, 37th Meeting, 5 November 1946*.
- (61) *Minutes of Committee No. 3, 38th Meeting, 6 November 1946*.
- (62) *FEC-031/45, 20 November 1946*.
- (63) *Minutes of 35th FEC Meeting, 21 November 1946*. なお、この会議から、議題の項目が『日本国憲法の再審査に関する政策決定の発表』(Issuance of the Policy Decision on Review of the Japanese Constitution) に変更された。二
六
- (64) *Minutes of 35th FEC Meeting, 21 November 1946*.
- (65) *Ibid.*
- (66) *Ibid.*
- (67) *Ibid.*

- (68) *Ibid.*
(69) *Ibid.*
(70) *Ibid.*
(71) *Ibid.*
(72) *Ibid.*
(73) *Ibid.*
(74) *Ibid.*
(75) *Ibid.*
(76) *FEC-099/2, 26 November 1946.*
(77) *FEC-099/3, 10 December 1946.*
(78) *Minutes of 37th FEC Meeting, 12 December 1946.*
(79) *FEC-099/4, 12 December 1946.*
(80) 外務省公文書館資料 0210。
(81) 以上につき、外務省公文書館資料 0253-0276。
(82) Memo for the Chief, Gov' Section, "Program for publicizing the new Japanese Constitution" From: Hussey, Jr. To: Gov' Sec. Date: 5 February 1947.
(83) 『読売新聞』1947年3月30日づけ。
(84) 『朝日新聞』1947年3月30日づけ。
(85) 『毎日新聞』1947年3月30日づけ。
(86) 『朝日新聞』1948年8月22日づけ。
(87) 『読売新聞』1948年8月13日づけ。
(88) 『読売新聞』1948年8月14日づけ。
(89) 『朝日新聞』1949年4月21日づけ。
(90) 『第5回国会衆議院外務委員会議録第7号』(1949年4月20日)。
(91) George H. Blakeslee, *op. cit.*, p. 63.
(92) *Ibid.*, pp. 63-64.
(93) *Minutes of Committee No. 3, 53rd Meeting, 2 December 1948.*
(94) *Ibid.*
(95) *C 3-326, 3 December 1948.*
二 (96) たとえば、12月7日の3委員会第54回会議では、中国代表から、最後
五 の文節にある「日本国民の世論」はあいまいであるとして、「憲法に関する日本国民の世論」にしたかどうかとの提案が入れられたりした案 (*Minutes of Committee No. 3, 54th Meeting, 7 December 1948, SC 326/1, 7 December 1948*)、それをもとにして運営委員会第127回会議で同日に作成された *SC-326/2*、さらに12月10日の第3委員会第55回会議での案 (*SC-326/*

- 3)、同月14日の第128回運営委員会での案(SC-326/4)がある。
- (97) *FEC-326/5, 17 January 1949.*
- (98) *C 3-326/6, 27 January 1949.*
- (99) *Minutes of Committee No. 3, 57th Meeting, 21 February 1949.*
- (100) *C 3-326/8, 18 February 1949.*
- (101) *Minutes of Committee No. 3, 58th Meeting, 28 February 1949.*
- (102) 日本国憲法79条2項は、次のとおり。「最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行はれる衆議院総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。」なお、同条3項は、2項を受けた条文になっており、2項の削除とともに3項も削除されるべきであるが、その点については、なんらの指摘もない。
- (103) *C 3-326/9, 25 February 1949.*
- (104) *Minutes of Committee No. 3, 62nd Meeting, 25 March 1949.*
- (105) *C 3-326/13, 28 March 1949.* 中国はさらに、「天皇」という日本語には、神聖絶対主義的、軍国主義的観念が含まれており、すべての民主主義国家によって理解されている意味に合致させるために、「国王」または「皇帝」の語に代えるべきことを提案した。*C 3-326/21, 21 April 1949.*
- (106) *C 3-326/11, 21 March 1949.*
- (107) 1984年11月13日のインタビューによる。
- (108) 『毎日新聞』1948年8月29日づけ。
- (109) 山口富男『『日本共産党憲法草案』(1946年)の歴史的意義—いまなぜ光をあてるのか—』(日本共産党中央委員会附属社会科学研究所『憲法の原点』新日本出版社、1993年)所収。
- (110) *FEC-326/28, 3 May 1949.*
- (111) *FEC-326/29, 5 May 1949.*
- (112) *FEC-326/30, 7 June 1949.*
- (113) General Headquarters Far East Command Public Information Office, Press Release, *General MacArthur's Masseur on 2d Anniversary of Constitution*, 3 May 1949.
- (114) *Nipponn Times*, May 2, 1949.

*お詫び 6回にわたる連載中、人名などの固有名詞、引用の仕方などに若干の不整合がみられる。将来、一冊の著書にまとめる予定なので、その折りに整合性をはかることにしたい。